

平成 27 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 9 号

平成 27 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 18 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 3 月 2 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 3 月 2 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

8 番 白 川 年 男 9 番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

梅一輪一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいております。

先般、皇太子同妃殿下を満濃池森林公園にお迎えし、第41回全国育樹祭が平成29年秋に開催されることが決定いたしました。町民挙げて全国の皆さんを心から歓迎し、すばらしい記念すべき大会にしたいと考えております。

また、本年5月17日、日曜日、午前6時より、満濃中学校運動場におきまして、NHK巡回ラジオ体操が実況生放送として、全国はもとより、海外にも放送されます。町民皆様方の多くの参加をお願いいたします。

本日、平成27年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。今定例会は新年度予算を審議する重要な議会であります。今定例会に上程いたしておりますのは議案44件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案44件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成26年11月25日、平成26年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第9号 香川縣市町総合事務組合を組織

する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてほか3件の審議がされております。

平成26年11月26日、平成26年中讃広域行政事務組合組合議会11月定例会が開催され、議案第1号 平成26年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）ほか5件の審議がされております。

平成26年12月24日、平成26年第3回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてほか3件の審議がされております。

平成27年2月17日、平成27年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号 香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）ほか6件の審議がされております。

次に研修関係ですが、平成27年2月5日から7日まで、総務常任委員会研修で大分県宇佐市移住促進及び集落支援員について、宮崎県椎葉村雇用促進、移住促進についての研修を行いました。

次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成26年10月から平成26年12月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査報告が参っております。

以上で議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

2月25日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会委員6名が出席し、3月定例会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

予算案等を伴う条例案の審議は各常任委員会で審議、その後、平成26年度3月補正予算案及び平成27年度当初予算案の審議は予算決算特別委員会で審議することとなりました。

まんのう町報酬等審議会から答申のあった報酬の引き下げについては、3月定例会中に結論を出すこととなりました。

議員費用弁償については現行のままとの結論となりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告

議会運営委員長

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 本日から 3 月 20 日までの 19 日間といたします。

日程第 4 施政方針

日程第 5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 8 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告 P F I 問題対策特別委員長

日程第 9 議案第 1 号 まんのう町地域振興基金条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第 10 議案第 2 号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第 11 議案第 3 号 まんのう町若者定住促進条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第 12 議案第 4 号 まんのう町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について 即決でお願いします。

日程第 13 議案第 5 号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 14 議案第 6 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 15 議案第 7 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 16 議案第 8 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 17 議案第 9 号 まんのう町行政手続条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 18 議案第 10 号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 19 議案第 11 号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 20 議案第 12 号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第 21 議案第 13 号 まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 22 議案第 14 号 まんのう町介護保険条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 23 議案第 15 号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積

の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について 建設経済常任委員会付託

日程第24 議案第16号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第25 議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第26 議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第27 議案第19号 まんのう町立学校条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第28 議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第29 議案第21号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第30 議案第22号 まんのう町公民館条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第31 議案第23号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について 総務常任委員会付託

日程第32 議案第24号 中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について 即決でお願いします。

日程第33 議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について 建設経済常任委員会付託

日程第34 議案第26号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号 予算決算特別委員会付託

日程第35 議案第27号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 予算決算特別委員会付託

日程第36 議案第28号 平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号 予算決算特別委員会付託

日程第37 議案第29号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号 予算決算特別委員会付託

日程第38 議案第30号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第3号 予算決算特別委員会付託

日程第39 議案第31号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第2号 予算決算特別委員会付託

日程第40 議案第32号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号 予算決算特別委員会付託

日程第４１ 議案第３３号 平成２６年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号 予算決算特別委員会付託

日程第４２ 議案第３４号 平成２６年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第２号 予算決算特別委員会付託

日程第４３ 議案第３５号 平成２７年度まんのう町一般会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第４４ 議案第３６号 平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第４５ 議案第３７号 平成２７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 予算決算特別委員会

日程第４６ 議案第３８号 平成２７年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第４７ 議案第３９号 平成２７年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第４８ 議案第４０号 平成２７年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第４９ 議案第４１号 平成２７年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第５０ 議案第４２号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第５１ 議案第４３号 平成２７年度まんのう町水道事業会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第５２ 議案第４４号 まんのう町固定資産評価委員会委員選任の同意について 即決をお願いします。

一般質問は３月３日、４日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後３時００分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、８番、白川年男君、９番、白川皆男君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決しました。

日程第4 施政方針

○関洋三議長 これより、日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、平成27年まんのう町議会第1回定例会開催に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、平成27年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明申し上げます。議員並びに町民の皆様方の御理解と御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

我が国では、昨年末に行われた総選挙で自民・公明の与党が圧勝いたしました。これは事前に報道されていた世論調査のほぼ予想どおりの結果で、安倍政権によるアベノミクスが基本的に信任されたものと考えています。実際にアベノミクスが打ち出されたこの2年間で景気がよくなったのは事実で、雇用情勢を敏感にあらわす有効求人倍率は、現在、1.10倍で、これは22年ぶりの高水準となっているところであります。

今後の課題は、最近の景気の足踏み状態から脱して、景気回復の効果を広範囲に広げるための賃上げ等を含めた一層の経済対策と、構造的成長戦略を規制緩和及び撤廃などによる改革を強力に推進していただきながら、真の景気回復、安定的な経済成長を軌道に乗せ、誰もが安心して暮らせる活力ある日本を構築すべく、早期に具体的な成果を上げられることを期待するところであります。

そして、国民一人一人が景気回復を実感できるようにしていくことが重要であり、そのためにも、私は香川県町村会会長として国に強く働きかけていく所存でございます。

ところで、平成27年度からは、安倍内閣が重点政策に掲げています地方創生への取り組みが全国的に動き出します。これは、昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、人口減少と高齢化社会の原因を少子化と東京への一極集中としております。

また、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げております。

そして、まち・ひと・しごと創生を５年間という中長期的視野に立って国は全自治体に対して具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請してきているところであります。

本町といたしましても、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成２７年度中に策定することで、今後も持続可能な自治体運営となるよう全職員で知恵を絞り、最善策を検討してまいります。

また、地方分権の流れにあわせて、住民参加の拡大や協働事業における行政と地域の連携など、新たな仕組みづくりを積極的に進めてまいります。

先行きの見えない不透明な時代を迎え、このようなときにこそ立ちどまり、町の将来をしっかりと見据えることが大切であり、的確に町民のニーズを把握するとともに、今、行うべきことが何であるのかを見きわめ、具現化していくことが基礎自治体に課せられた重要な役割であると考えております。

そして環境面、財政面における持続性を確保しつつ、生活の質的向上を図り、心の豊かさを重視したまちづくりに鋭意努める所存であり、今後もまんのう町に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただけるまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、効率的で信頼される行政の実現に向けた私の決意について申し上げます。

行財政の健全化につきましては、町民の皆様の御協力を賜りながらさまざまな取り組みを実施した結果、平成２５年度決算における健全化判断比率は適正な値を示すことができました。

限られた財源を効率的に活用するためには、職員が常に改革意識を持ち、これまで以上に行政評価や人事評価を活用しながら組織の活性化を図ってまいります。

また、今年度は総合計画の後期基本計画に従って行政運営を実践してまいります。合併１０年目の節目を迎えることから、合併算定がえによる増額分の段階的縮減期間が始まり、普通交付税が減額となります。国は合併算定がえの終了への対応として、合併後の状況を踏まえた算定方法の見直しを行うとしていますが、私といたしましては、合併算定がえの一部が確保される程度と考えており、改めて総合計画における基本構想の将来目標や基本的施策を精査しながら、必要な施策を確実性をもって取り組みながらも、行政全般をさらにスリム化し、経費削減に努めてまいります。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

本町の財政状況は、平成２５年度普通会計決算をもとに見てみますと、まず、歳入総額が１０３億３，５７６万７，０００円で、前年度に比べて１９億３，９１４万８，０００円の減となり、対前年度１５．８％減となりました。

歳出総額においても９６億６，０２０万８，０００円で、前年度に比べ１９億３，２３６万１，０００円の減は対前年度比１６．７％減となり、歳入歳出ともに前年度を大幅に下回りました。

この主な要因は、歳入においては、前年度実施したPFI事業で実施した満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の実施に伴う国庫補助金及び地方債の減額によるものであります。また、歳出においては、歳入に連動して満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業による普通建設事業費が大幅な減少となったことによるものであります。

次に、地方自治体の財政の弾力性を示す経常収支比率は、物件費、維持補修費等経常的経費の増加と町税を初め、各種交付金等経常的な一般財源収入の減少により79.6%となり、前年度に比べて1.4ポイント増加、公債費負担比率は長期償還元金が増加して12.7%と前年度とほぼ同水準であるものの0.5ポイント減少で、引き続き、財政の硬直化進行が懸念されているところでございます。

一方、財政の健全化を示す各指標については、健全化判断比率に基づく指標において、実質公債費比率が9.5%と前年度と比べ若干増加しましたが、将来負担比率は3.8%と前年度に比べ減少しており、香川県内市町村の中においても低い水準を保ち、健全な状態が続いています。

町の収入の根幹となる町税収入につきましては、法人税割が減収となったものの、固定資産税が新築住宅の増加等により対前年度比1.0%の増加となりました。平成25年度決算における町税の歳入総額に占める割合は18.4%と依然として2割を下回り、厳しい状況にあります。

また、歳出面では、行財政改革の推進等による人件費の削減等を実施している一方で、事業推進に伴う公債費の増加により、義務的経費が高い水準で推移しているのが現状でございます。

今後の人件費については、ほぼ横ばい状態で推移すると思われますが、合併関連事業等で発行した地方債の償還に係る公債費の増加や社会保障関係費の増加が避けられない現状に加え、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫するなど、厳しい状況が続いていくものと予想されるため、将来を見据えて町債残高を抑制していくとともに、基金の残高も確保することで長期的に安定した財務体質を構築していくものでございます。

それでは、平成27年度当初予算案の概要について御説明申し上げます。

平成27年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額177億390万円となっており、前年度当初予算総額と比較して27億5,080万円、対前年度比18.4%の増加となっています。

会計別に見てみますと、まず一般会計では、総額116億6,700万円で、対前年度24億2,300万円増は、26.2%の大幅増となっております。

次に、特別会計は60億3,690万円で、対前年度3億2,780万円増は、対前年度比5.7%増であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計では諸支出金が大幅な増加となったことが最大の理由として上げられます。中でも2件の大きな政策的要因として、まず一

つ目は、合併10年を迎え、生活基盤の整備にある程度めどがついたことから、これからのまちづくりは教育や子育て環境の整備により若者が住みやすいまちづくりへのシフトということを念頭に、まんのう町の子供たちに基金を活用したさまざまな事業を展開するための子ども未来夢基金を創設するものであります。

この基金は、まんのう町内の主に小学生を対象として体力測定を実施し、体力、運動能力にすぐれた子供たちを発掘し、将来、全国大会や国際大会で活躍できる競技者を育成することを目的とします。

さらに、運動だけではなく、科学に興味を持つ子供たちの人材育成や、質の高い文化、芸術に触れることで感性を高め、芸術への造詣を深めることも目的としています。原資は現在42億円を超える財政調整基金のうち10億円を活用し、果実運用型としてソフト事業を実施いたします。

二つ目は、暮らしやすいまちづくりのために、合併特例債を活用したソフト事業を展開できるよう、地域振興基金を創設いたします。これも原資は10億円の果実運用型として、基金設立目的に応じたソフト事業に充当いたしますが、元金である基金の償還が終わったものから、市町村建設計画に位置づけられたハード事業にも使用することが可能となります。もちろん当基金の充当率95%の合併特例債は、元利償還金の7割に当たる6億8,000万円ほどが普通交付税として後年度に措置されるという大変有利な基金でございます。

その他の理由としましては、国民健康保険特別会計への繰出金や、ため池ハザードマップ作成事業、国の経済対策に伴う予算前倒しによる商品券発行事業などが減少となったものの、新規で計上した若者定住促進事業及び拡充した日本型直接支払交付金事業や長期償還金の大幅な増額、また火葬場の大規模改修工事などが上げられます。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要があると考えます。

次に、主要な事業、施策の概要につきまして、総合計画の基本計画方針に従って御説明申し上げます。

それでは、「自然が輝くまちづくり」についてでございます。

本町の約7割を占める森林を守り水を育む自然環境の創造において、森林は緑のダムともあらわされるように、きれいな水を育み、地球温暖化の防止、汚れた空気の浄化、木材の生産、さらには心の安らぎの空間として利用され、その保全が強く求められております。

このかけがえのない森林を次世代へと引き継ぐことは私たちの使命であることから、森林の持つ生活環境の保全や、災害の防止及び生物多様性の確保などの公益的機能の発揮や今日的な期待に応えていくために、地域の特性や要望などに応じて保全、整備を行ってまいります。

ついでに、今、注目されている地方創生における地方版総合戦略の策定において新たな林業事業の可能性を見出し、産業として成り立つ方法を検討いたします。

さらには数少ない本町の誇れる資源である森林有価物を活用することで雇用創出を図り、産業の起爆剤とすることで若者の定住促進にもつながればと考えているところであります。

水質保全の観点では、生活排水対策として合併浄化槽設置に対する助成を引き続き実施いたします。

ごみ処理につきましても、4R運動の啓発と推進を継続して取り組むことで、ごみの減量化、再資源化に向け、皆様の御協力を得ながら環境への負荷を軽減した循環型社会の実現定着に努めてまいります。

なお、夏場における生ごみを含む可燃ごみ収集では、多くの住民より週2回の収集改善を強く要望されていたことから、現在、長尾リサイクル・ステーションを活用したごみ回収場を開設しておりますが、新年度からは、全町を対象とした週2回の可燃ごみ収集を、6月初旬から9月末までの4カ月間ではありますが、試行的に実施いたします。

次に、昭和63年5月に時の皇太子同妃両殿下、現在の天皇皇后両陛下をお迎えして、県立満濃池森林公園において、第39回全国植樹祭が開催されたことは皆様の御記憶にも残っていることと存じますが、このたび、平成29年の秋に第41回全国育樹祭が再び香川県まんのう町で開催されることが決定いたしました。

この全国育樹祭は全国各地から緑化関係者等の参加を得て、皇太子同妃両殿下によるお手入れや参加者による育樹活動を通じて活力ある緑の造成機運を高め、次世代への連帯を深めることを目的とした行事で、毎年、全国植樹祭が開催された都道府県において開催されるものでありますので、お楽しみにお待ちいただければと思います。

次に、「心豊かな人材を育てるまちづくり」でございます。

町内の各小学校整備では、高篠小学校大規模改修工事及び屋内運動場つり天井落下防止対策工事、四条小学校屋内運動場つり天井落下防止対策工事及び大規模改修工事設計業務を実施いたします。

学校施設関係における耐震整備状況では、満濃南保育所の天井の一部に補強が必要なところが判明したため、現在、速やかな改修方法を検討中ではありますが、他の学校施設は全て耐震対策を終了いたしておりますので御安心ください。

また、急速に発展している情報化社会に対応するため、中学校にタブレット端末等の追加導入を図り、ICT教育の推進を積極的に図ってまいります。

不審者並びに警報など安全対策につきましては、メール配信による緊急通報システムの構築により保護者への通知を実施いたします。

次に、小・中学校における35人学級の継続と、小学校1年生からの英語教育を外国人講師の可能な時間において27年度も取り組んでまいります。

また、幼稚園・保育所へも外国人講師の訪問を通じて、日常のかかわりの中から英会話が身近に感じてもらえる取り組みを行います。

琴南中学校においては、生徒の大幅な減少から、残念ながら平成28年3月末をもって閉校となり、新たに満濃中学校と統合することとなりましたが、今までどおり、小学生を

含めた学力向上策として効果が高い土曜日を活用した「ことなみ土曜塾」を新年度も継続して実施してまいります。

次に、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連三法に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。まんのう町ではこの制度の施行を受け、保育・教育の重点化元年として、県下に先駆けて子ども・子育て支援の施策を包括的、重点的に取り組んでまいります。

この制度は全ての子供たちが笑顔で成長していくために、そして全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるためにを基本理念としております。この理念を実現すべく、まんのう町では平成27年度に幼保連携型認定こども園として仲南こども園を開設することといたしております。

この施設は幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持ち、ゼロ歳から5歳の就学前の子供たちの保育と教育を継続的に担うもので、小学校教育へのスムーズな接続を目指そうとするものであります。

また、子育て支援センターを併設しておりますことから、地域の全ての子育て家庭を支え、子供たちがひとしく成長することを支援する機能も果たすこととなっております。

ただ、建設工事のおくれから施設の使用開始が9月にずれ込み、関係者の皆様に多大なる御心配と御迷惑をおかけしていることをおわび申し上げる次第でございます。

このような観点や経過を踏まえつつ就学前教育の重要性に鑑み、平成28年度には町内全ての保育所、幼稚園をこども園に再編し、保育と教育の均質化と質的向上を図ってまいりたいと考えております。

平成26年5月8日報道された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、まんのう町は25年後には約7,000人減少して約1万2,500人程度になる数値が示されています。この報告を受け、我が町では若者が子供を産み育てやすい環境整備を早急に取り組む必要があると考えており、こうした保育・教育組織の再編にあわせて子育て家庭の負担軽減に努めてまいります。

まず、少子化対策の一つとして、3歳から5歳の保育所保育料限度額を現行の3万円を1万4,000円に大幅な引き下げを行い、若者世代の保育にかかる負担軽減を図ります。

また、多子世帯への支援といたしまして、幼稚園就園の第三子となる5才児の保育料無料化を行います。

次に、気になる子供への対応として、専門員3名と臨床心理士による早期発見、早期支援を、現在、実施しているところでありますが、幼稚園、また、保護者からの相談件数は多く、研修ニーズはますます高くなっているのが現状であります。

このことから、平成27年度9月以降において閉園となる仲南北幼稚園の一部を改修し、支援活動拠点としての研修センターとすることで、より効果が高く、計画的かつ継続的な事業展開を図ってまいります。

スポーツセンターまんのうの利用状況では、昨年度に増して大変多くの方が御利用いた

だいておりますことをうれしく思っております。公共施設はしっかり利用されることで大きな効果を生み出します。多くの楽しい体感メニューを準備いただいておりますので、町民の皆様の健康増進に寄与できればと考えております。

また、町立図書館ではさまざまな趣向を凝らした図書館祭りを開催いただけるなど、町内外の利用者から好評をいただいていることはまんのう町の好感度向上にも貢献しており、関係各位の熱心な取り組みのたまものとお礼を申し上げるところでございます。

また、四国初となる読書通帳機が導入されましたが、借りた本の記録が印字されることによって預金通帳にお金たまるがごとく、読書によって言葉がふえ、意思疎通ができ、理解可能な世界が無限に広がることを身近に感じていただければと思います。読書は最大の自己投資なのです。これからも町立図書館の充実に力を入れてまいりますので、町民の皆様には大いに知識の宝庫を御活用いただければ幸いと考えております。

(大西樹議員退席 午前10時25分)

次に、本年5月17日、日曜日の早朝において、満濃中学校グラウンドで全国放送のNHKラジオ体操が開催されることが決定しました。なお、雨天の場合はスポーツセンターまんのうとなります。多くの町民の皆様の御参加をお待ち申し上げます。

次に、「全ての人が輝くまちづくり」でございます。

人権尊重のまちづくりの推進につきましては、女性、子供、高齢者、障害のある人に対する差別、いじめ、虐待など、さまざまな人権問題を町民一人一人が自分の課題として受けとめ、日常生活の中でお互いを尊重し合えるよう、関係機関、関係団体と連携を図りながら人権啓発を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めてまいります。そして、人権啓発の拠点である長尾会館を中心として、人権尊重社会の醸成に向けての取り組みを継続して発信してまいります。

(大西樹議員着席 午前10時26分)

男女共同参画の推進につきましては、男女が性別にとらわれずさまざまな場面でひとしく活躍できることも地域の活力を維持していくために大切です。

本町では男女共同参画の理念を示すまんのう町男女共同参画プラン（改訂版）に従い、人が個人として尊重され、性別にとらわれることなくお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを目的として、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりに努めております。

毎年開催をしています女性議会は、女性の目線をもって政治に関心を寄せていただくこととあわせて、女性自身が参画して町の問題点をともに考えることは非常に有意義なことと思います。

次に、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」でございます。

健康増進の観点から、歯科保健の推進としてまんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に伴い、肥満や糖尿病などの生活習慣病を予防する上で密接な関係にある歯と口腔の健康づくり、歯科疾患の予防を図るため歯科健診を充実させ、歯科口腔保健の推進に努

めます。そして、乳幼児健診時における歯科健診を実施するとともに、40歳から80歳の町民の方を対象者として5歳刻みで歯科検診を実施しますが、検診を受ける指定医療機関をまんのう町から琴平町まで拡大するなど、利用者の利便性を高めることで受診率の向上を図ってまいります。

次に、ロコモティブシンドローム、別名運動器症候群の啓発をさまざまな機会を活用して推進することで、要介護状態に陥らないよう早い段階からの予防に取り組めます。

子育て支援では、子育て世代の育児に対する経済的負担と精神的負担の軽減を図るため、1歳から18歳までの任意接種であるインフルエンザ予防費用の一部助成として、町の指定病院及び指定医院において、1回につき2,000円を支援することといたしました。

次に、将来を託し委ねる子供たちの育てやすい環境を町民の方に提供するため、子育てを支援する子育てボランティアを育成するとともに、支援を受けたい方とボランティアを結びつけるマッチングシステムを構築する子育て支援事業に取り組んでいます。また、家庭を訪問しての子育て支援ヘルパー事業にも取り組んでおりますので、御活用いただきますようお願い申し上げます。

国民健康保険につきましては、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、国は必要な予算の確保、所要の法案の提出等の対応を行うこととされました。

これにより、運営のあり方を見直しによる保険者機能の強化策として、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなり、その上で都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担い、その制度の安定化を図るとされています。

市町村は地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、保険料の賦課、徴収、個々の事情に応じた資格管理、保険給付の決定、保健事業、地域包括ケアシステム構築のための医療介護連携等、地域におけるきめ細かい事業を行うこととなっております。

さて、平成27年度におけます国保会計では被保険者が減少傾向にはありますが、保険給付費を前年度とほぼ同水準の17億2,891万円としています。平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費が1件30万円以上から1円以上となったことにより、共同事業拠出金が前年度比約4億円増の7億863万円を計上し、国保事業勘定の総額では前年度比3億5,050万円増の28億8,330万円としています。

後期高齢者医療につきましても、広域連合に対する納付金はほぼ前年同様の水準としていますが、前年度の一人当たりの医療費が98万5,756円となっており、県平均の96万7,004円と比較して約2%高くなっています。今後も保健事業の推進に努めるとともに、医療費の適正化を図ってまいります。

障害者福祉では、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする第3期障害者福祉計画、平成29年度までの3年間を計画期間とする第4期障害者福祉計画がスタートします。障害者の自立と社会参加を促進し、ノーマライゼーション社会の実現を基本

理念に、障害者が安心して心豊かに暮らせる地域づくりに向けて施策の展開を図ります。

地域福祉施策では、町社会福祉協議会との連携によりきめ細やかな地域福祉事業の充実を推進します。特に地域が主体となった互助による見守りや居場所づくり等のほか、住民と行政の協働を基軸に多様な活動を支援してまいります。

また、昨年に続き、低所得者に対し消費税率引き上げによる影響を緩和するため、簡素な給付措置として臨時福祉給付金が継続されます。また、同様に子育て世帯に対する子育て世帯臨時特例給付金も継続されることとなりました。町といたしましては昨年度の実績を踏まえ、より簡素な申請手続を検討してまいります。

介護保険事業につきましては、平成27年度から新たな第6期介護保険事業計画の期間となり、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援、サービス体制を目指す地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、国の社会保障制度改革に伴う介護保険法の改正を受け、平成29年4月をめどに新しい介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策推進事業及び生活支援体制整備の受け皿となる体制整備を進めてまいります。

また、計画期間における事業量及び事業費の見込みに基づき、保険料の改定を行います。この保険料の改定に当たっては、保険料の上昇を抑制するため介護給付費準備基金8,000万円を活用することとし、1号被保険者の保険料基準額を第5期の年額6万800円から年額6万7,200円に改定します。

次に、琴南地区の歯科診療業務が平成27年度より町営から町の施設を活用した公設民営に移行いたします。僻地診療のスペシャリストである新しい歯科医師が赴任されますので、地域医療並びに訪問診療に手腕を発揮していただくことを期待しているところでございます。

次に、「誰もが安全・快適に住めるまちづくり」でございます。

公共交通不便地域である本町において、交通弱者の移動手段を確保するために導入いたしましたデマンド型乗合タクシー「あいあいタクシー」が本格運行を始めて3年が経過したところでございますが、多くの御利用者からは、とても重宝しているとお言葉をいただいているところであります。今後も利用者の皆様からさまざまな意見をいただきながら、さらなる使い勝手のよい効率的な運行となるよう努めてまいります。

次に、南海・東南海地震が近い将来予測されていることなどから、生活安全対策として町道にかかる全橋梁262橋の長寿命化整備を5年間のサイクルで実施しております。点検結果に基づき対策工事の計画を決定するものであります。現在、仲南地区の道德寺橋の改良工事を行っており、27年度には耐震性を備えた安全な橋として生まれ変わるところでございます。

土地改良事業では、26年度から5,000トン以上10万トン未満のため池ハザードマップを作成公表しており、27年度末をもって該当するため池全ての破堤による洪水想定を関係住民の方々にお示し、万が一の災害時における住民の避難ルート確認支援を行っ

てまいります。

また、毎年のように全国で大規模な土砂災害が発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えていることから、国は土砂災害防止法を制定し、土砂災害防止対策基本指針にのっとり、都道府県に基礎調査を指示いたしました。

ついては、この調査に従い、香川県は本町の琴南地区の土砂災害地域を平成26年12月12日をもって土砂災害警戒区域及び特別警戒区域として指定いたしました。仲南地区と満濃地区においても、地元説明の後に町の意見書を付して指定の手続が行われることから、全地区指定後は速やかな土砂災害ハザードマップを作成して全世帯に配布を行いますので、自宅周辺の安全確認を徹底していただきますようお願い申し上げます。

次に、耐震住宅施策では、昭和56年6月以前に建設された民間住宅の耐震改修への支援を行うため、国、県の制度にあわせ新年度も継続して一部補助金を支給してまいります。

次に、水道事業では、香川県内の水道事業統合計画が本格的に動き出しました。これは人口減少社会において水道事業者が持続的な経営で事業運営を行っていけるよう、国が支援する仕組みづくりを提案したことが発端と考えております。

町といたしましても、まだまだ町内には多くの老朽管や老朽施設が存在していることから、今後も計画的な管路の耐震化や施設整備を実施しながら、震災に強いライフラインの構築に努めているところです。

しかし、将来にわたって安定した水道事業経営を考える上で人口減少問題は避けて通れないことから、自己試算も並行して実施しながら、県内広域水道事業加入によるスケールメリットとデメリットを冷静に分析し、将来に憂いを残さないためにも、設立準備協議会に参画して論議していくことの可否を精査しているところでございますが、当協議会に加入することになれば、町民の皆様にも不利益が生じないよう交渉していかねばならないと考えております。

次に、高齢者や若年者を狙った悪徳商法や架空請求、インターネットによるトラブルなどの消費生活被害対策として消費者トラブル相談窓口を設け、県消費生活センターや中讃県民センターとの連携による被害者対応を図っております。また被害予防のため、文化祭等町行事での広報や町ホームページによる消費者相談窓口などの情報提供を引き続き行い、消費者被害の予防に努めてまいります。

次に、防災・減災の地域力づくりでございます。

災害から住民の生命、財産を守ることは行政の最重要課題であることから、計画的に瞬時警報システムを活用した全戸への緊急地震速報による防災訓練を実施してまいります。

日ごろから一人一人が災害に対する備えを怠らず、いつでも対応できる準備をしておくことが必要であり、そのためには町が行う防災施策はもちろん、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自助、共助の心構えが重要です。地域の実情に適した自主防災組織の結成と充実のための支援を引き続き行いながら町全体の防災力を向上させ、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

地域防災計画の改定につきましては、東日本大震災を教訓として新しく見直された災害対策基本法及び水防法や、香川県第2次地震被害想定などに基つきながら、本町の地域特性も考慮した内容としてまんのう町防災会議で審議いただいたことから、本町の実情に沿った防災計画書として、平成27年度当初に公表できるものと考えています。

については、ホームページ等で公表するなど、町民に対して危機管理意識の醸成と自主防災活動の啓発に役立てていただきながら、自助、共助、公助の連携と協働を図ってまいり所存でございます。

災害時にあなたを助けてくれるのは誰でしょうか。阪神・淡路大震災時に生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったかでは、警察、消防、行政等の公助が1.7%しか機能していないことから、各地域の防災体制強化として、引き続き、自主防災組織育成補助事業により防災意識の向上と災害対応機材の充実をお願いしていくものでございます。

また、避難場所である防災拠点施設の充実といたしまして、26年度に引き続き、再生可能エネルギー等導入事業により、琴南小学校体育館と琴南中学校体育館に非常時電源確保のため太陽光を活用した再生可能エネルギーによる発電及び蓄電設備の導入を行います。

また、地域のリーダーとして防災士資格を受講いただけるよう、補助金制度を継続して準備していますので、一人でも多くの住民リーダーが育っていただけることを期待するところでございます。

交通安全施策につきましては、県下基礎自治体で最多の公用車44台を青色防犯パトロール車として登録していますので、適宜、町内一円で業務の合間を活用して防犯及び交通安全パトロールを実施することで見せる啓発活動を積極的に推進し、少しでも抑止力として貢献したいと考えております。

また、交通安全施策の一環として、高齢者等がみずから運転免許証を返納した場合につき、1年間のデマンドタクシーと町内に限った路線バスが乗り放題となる無料パス券発行では、認知度が高まり御利用件数がふえてきたことから、本年も引き続き継続発行をいたします。

次に、若者定住促進策についてでございます。

少子高齢化という我が国全体の大きな流れの中で、若者の定住をいかに促進させるかという課題は、基礎自治体である市町村に共通する大きな課題であります。

当町におきましても、にぎわい、活力の源である若者の定住促進は最重要課題であると認識しているところであり、若者の町外流出抑制が喫緊の課題となっております。

そのため、本町では新たに若者定住促進条例を制定し、申請日において満40歳以下の若者がまんのう町内で自己名義の新築または建て売り住宅を取得する際に取得費用の一部を助成することで、若者が今まで以上に本町を定住の地として選択肢に含む可能性が高まると考え、積極的に取り組むものでございます。

この取得費用の一部の助成は、新築住宅及び建て売り住宅ともに、町内業者と契約した場合は住宅取得費の5%を補助金の額とし、上限を150万円としております。次に、町

外業者と契約した場合、住宅取得費の同じく５％を補助金の額として、上限を１００万円としております。

また、この若者定住促進条例は、平成２７年４月１日より５年間、平成３２年３月３１日までの時限的な条例として、その期間内で若者の住宅取得時の補助を行うものであり、その財源につきましては、過疎自立促進計画に基づき、過疎債のソフト事業分を利用しようと計画していることから、活用した起債の７０％は後年度において普通交付税で措置されるという大変有利なものでございます。

次に「地域経済の活力を高めるまちづくり」でございます。

森林整備につきましては従事者の高齢化や木材需要の低迷で整備がおくれており、竹林も拡大している状況であります。そのため、昨年度より造林事業への上乗せ助成制度の拡充を図り、森林所有者が搬出間伐や侵入竹除去などの事業に取り組みやすい環境を整備しておりますので、森林組合と連携して森林所有者の積極的な取り組みを推進してまいります。

農業振興につきましては、２６年産米価が６０キロ７，０００円から８，０００円と下落しており、また昨年の経営所得安定対策、米政策の見直しなど、農家の生産意欲低下が懸念されております。

そのような中、香川県農地機構が貸し手、借り手のマッチングを行い、担い手への農地集積・集約が進められておりますが、今年度も機構農地集積専門員と農業委員との情報交換会を毎月行い、地域の担い手である認定農業者、農業生産法人などへの農地集積・集約化によって遊休農地の解消など農地の有効利用を図り、担い手の経営安定を図るとともに、集落営農の組織化や法人化を図るための活動支援を継続して行い、地域農業の振興に努めてまいります。

また、これまでの多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を重要な施策として取り組んできましたが、平成２７年度より農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され、これに伴い３事業が一体となる日本型直接支払を促進することで、今後、さらに農業、農村の有する多面的機能の保全や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取り組みを強化してまいります。

農村環境の保全では、毎年駆除は行っているものの、減る気配のないイノシシ、猿被害対策として、集落での取り組みを推進するため、自治会での狩猟免許取得費用や箱わな購入補助金及び侵入防止柵設置などの被害防除事業も積極的に継続実施いたします。

商工業の振興につきましては、国の２６年度３月補正予算として、地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアム商品券約２億円の発行を予定しており、消費者の購買意欲拡大による町内商工業者の活性化に努めてまいります。

また、町商工会が実施していますまんのう町高齢者等買い物支援事業についても同じく交付金を活用することで支援エリア拡大をお願いし、高齢者など買い物弱者の便宜を図ってまいります。

企業誘致につきましては、仲南地区前山にある未利用町有地を企業へ貸し付けることで、27年度にメガソーラー太陽光発電施設の建設が予定されているところであります。

就労支援につきましては、ハローワークの求人情報オンライン提供システムの活用を図りながら求人情報の提供を行い、就労希望者の利便性を高めてまいります。

以上、平成27年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

平成27年度も剛毅果斷の思いを胸に、誠心誠意を持って町政運営に取り組み、さらなる町の活性化と2万町民の福祉向上のために渾身の努力を傾注する決意でございます。

どうか議員各位を初め、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げ、施政方針といたします。

○関洋三議長 施政方針を終わります。

休憩をとります。議場の時計で11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○関洋三議長 休憩を戻して会議を再開いたします。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月12日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席のもと、執行部より、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、仲南幼保施設建設工事の現地視察を行いました。

現地視察の後、執行部より、仲南幼保施設建設工事の工事概況報告書の説明がありました。プール、附属建屋、外構などとの兼ね合いもあり、全ての工事が完了するのは6月末になるであろうとのことでした。

委員より、完了は6月末ということだが、梅雨とか天候の影響もあると思うが、そういうことも想定しているのかとの質疑があり、執行部より、さまざまな業者で工程の打ち合わせをするが、もちろん天候のこともある。取り合わせ部分の後先もある。現在の予定どおりいけばということであるとの答弁がありました。

委員より、真鍋設計の工事監理の状況について質疑があり、執行部より、定期的に報告が上がってきており確認しているとの答弁がありました。

また、委員より、執行部建築技師に対し今後も専門家としてしっかり工事状況を見てほしいとの意見がありました。

次に、学校教育課長より、内装・設備等の設計変更についての説明がありました。

委員より、これで最後の変更になるのかとの質疑があり、執行部より、そのつもりであるとの答弁がありました。

委員より、今回の変更は誰からの要望なのかとの質疑があり、執行部より、先生方からのものであるとの答弁がありました。

また、委員より、和式便器への変更はなぜかとの質疑があり、執行部より、小学校には和式便器があり、練習用としてであるとの答弁がありました。

委員より、設備品の単価はチェックしているのかとの質疑があり、執行部より、見積もりをとって積算しているとの答弁がありました。

引き続き、学校教育課長より、附帯工事（遊具・プール・外構等）の契約状況について報告がありました。

また、福祉保険課長より、介護保険事業計画策定状況について報告があり、特定施設入居者介護の拡充による見込み数の増、また、介護保険料については介護報酬改定による影響、介護給付費準備基金の活用による保険料抑制策の説明があり、保険料基準額を月額5,600円とする予定であるとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後0時10分に委員会を閉じました。

去る2月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席のもと、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、各課より報告を受けました。

まず初めに、琴南支所長より、内科・歯科両診療所の本年度12月までの診療状況について報告があり、内科においては、件数、延人数、診療報酬とも昨年同期に比べ減となっており、収支不足額が約1,700万円の見込みであり、そのうち約700万円を交付金で賄う予定である。歯科は平成27年度より公設民営化となり、歯科医師が交代する予定である。ともに条例改正を予定しているとの報告がありました。

委員より、歯科診療所は、現在、診療報酬約900万円(4月から12月)だが、新しい先生はそのような状況は承知しているのかとの質疑があり、執行部より、当然知っていると思う。人件費の抑制、訪問診療などに力を入れていくと思うが、支所の方でもバックアップしていく。木村先生はかなりの覚悟を持って来ていただけているとの答弁がありました。

次に、住民生活課長より、11月から1月の行事報告、人口・世帯数、高齢化率、住民異動届受け付け件数、戸籍・住民票等の発行状況、ごみ収集の状況、火葬事業、太陽光設置費補助金等の状況などについて報告がありました。

仲善クリーンセンターの契約が平成29年9月までであり、継続使用の方向でお願いしている。北側の古い施設は27年度に撤去予定であること。また、まんのう町火葬場は20年経過しており、大規模改修を予定していること。燃やせるごみの2回収集(6月から9月)の告知。エコランドへの不燃ごみの直接搬入についてなど、それぞれ説明がありました。

委員より、2回収集において祝日の振りかえ収集をしない理由はとの質疑があり、執行部より、他の地区の収集と重なるケースも出てくる。そうなった場合、車両も人員も2倍必要となることから、受託業者との話し合いの中で、祝日の振りかえ収集はしないことになったが、再来年度は検討していくとの答弁がありました。

また、委員より、エコランドでの事業者からの不燃ごみの搬入量と事業者からの直接搬入をやめる理由はとの質疑があり、執行部より、現在は手続の煩雑さもあり、事業者からの不燃ごみ搬入はほとんどない。中讃広域と地元4団体との協定書が昨年3月に調印され、搬入できるものは一般家庭からの不燃物と規定されたためであるとの答弁がありました。

また、委員より、福祉施設からのごみはとの質疑があり、執行部より、把握していない。個別に処理されていると思われるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課長より、行事等報告、障害者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会を開催したこと、障害者自立支援給付に関する行政事件訴訟の経過、高齢者・児童等虐待の状況、各種医療費・手当等の支給状況、生活保護の状況、町国保医療費の状況、国保の保険者が平成30年度より県に移管されること、敬老会あり方検討委員会の審議経過、介護保険事業の状況、介護予防などの町が行う事業を平成29年度からにすることなどの報告、説明がありました。

委員より、特養は来年度から原則要介護3以上でないと受け入れないとなるが、今、入所しているそれ以下の人はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、基本的にはそのまま入所することになる。今後、要介護1、2の方については認知症のケースもあり、町の関与のもと特例的に入所が認められるとの答弁がありました。

委員より、児童虐待の相談について、まんのう町での実態と窓口対応、ほかとの連携の状況はとの質疑があり、執行部より、学校等で相談されることがあり、ケース会議を開き、西部子ども相談センター、警察、民生委員、町で連携して対応しているとの答弁がありました。

また、委員より、生活保護の相談実態について質疑があり、執行部より、主に高齢者、障害者等就労困難な人からの相談がある。また、本年4月より生活困窮者自立支援制度も始まるとの答弁がありました。

また、委員より、敬老会あり方検討委員会での審議経過についての質疑があり、執行部より、第1回検討委員会で三つの案が出た。第2回検討委員会では町として提案をしたが、声かけ重点型を全地区で統一して実施するという結論となったとの答弁がありました。敬老会のあり方については教民委員の中でもさまざまな意見がありました。

次に、健康増進課長より、各種事業報告、予防接種について（１０月１日から１月）、６５才以上の高齢者対象のインフルエンザ予防接種助成事業は接種率５９．９％であったこと、肺炎球菌予防接種助成事業は接種率２１％であったこと、かんたんフィットネス利用状況、温泉バス利用実績、子育て支援事業の利用者状況、つどいのひろばの登録者数が現在６６戸であることなどの報告、説明がありました。

委員より、ホームヘルパーはどういう人かとの質疑があり、執行部より、ホームヘルパーは研修等を受けて登録している者で、現在、７名いるとの答弁がありました。

委員より、予防接種助成事業の接種率についてインフルエンザ５９．９％、肺炎球菌２１％というのはどうなのかとの質疑があり、執行部より、肺炎球菌は今は５歳刻みの案内だが、平成２３年に６５歳以上全員に一斉に案内した際、約６割が受けており、今は残りの約４割のうち２１％ということであり、どちらも接種率は悪くはないと思う。今後も、毎年、対象者には案内していくとの答弁がありました。

委員より、さまざまな子育て支援事業は評判がよいので、今後も告知をしっかりとしてほしいとの意見がありました。

次に、学校教育課長より、各種行事報告、条例改正(案)、規則の改正(案)について、高篠小学校増築工事の進捗状況、仲南幼保施設の設計変更の見積もり、工期遅延によるペナルティーの提案等、それぞれ報告、説明がありました。

委員より、新教育委員会制度への移行について質疑があり、執行部より、来年度からであるが、経過措置として現教育長の任期中は今のままの体制である。また、町長もかわる総合教育会議は来年度の早い時期に開き、教育大綱を策定する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、仲南幼保施設の工事監理者の報告書について質疑があり、執行部より、正式に報告書として出てくるのは工事完了後となるが、定期的に工程会議等で示されているとの答弁がありました。

また、委員より、高篠小学校増築工事の進捗状況について質疑があり、執行部より、現在は幾分前倒しで進行しているとの答弁がありました。

また、仲南幼保施設建設工事の工期遅延によるペナルティーの提案について、委員会で協議した結果、委員会としては了承するとの結論になりました。

次に、社会教育課長より、各種行事等報告、図書館、体育館、天文台の利用状況、本年成人式実績とアンケート調査結果について、先日の森のコンサートの実績、来年度のまんのう町文化祭を国営まんのう公園においてかりんまつりと同時開催とする予定であることなどの報告、説明がありました。

委員より、ことしの森のコンサートは土曜日が来場者が少なく少し寂しかったが、反省点はこの質疑があり、執行部より、森のコンサート実行委員会でアンケート結果も踏まえ、次に向けて検討する予定である。今回は前日に新聞紙上で取り上げられたことでチケットが売れたこともあり、マスコミ活用もやっていきたい。また、まんのう町の文化度を高め

るため、さらに入場者増を図っていききたい。今回、瀬戸フィルの楽団員二、三名が小学校を訪問していただき好評であった。それも引き続きやっていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、成人式の対象者と参加率について質疑があり、執行部より、対象者 264 名は過去 20 年間に一度でもまんのう町に在住した全ての人であり、そのうち 177 名が満濃・琴南両中学校の卒業生である。今回の参加者は 144 名、全体での参加率 54.5 %だが、卒業生に限れば 133 名の参加で参加率 75.1 %であったとの答弁がありました。

また、委員より、成人式アンケートについて質疑があり、執行部より、今回、初めて「まんのう町に住み続けたいですか」などのアンケートをとり、144 人中 89 人から回答があった（回収率 61.8 %）など、内容、結果について答弁がありました。

委員より、若者の意識把握のため、今後もあらゆる機会を捉えアンケート等実施してもらいたいとの意見がありました。

その他として、委員より、来年度の中学校卒業式について、琴南中学校は最後となるので、できれば満濃中学校と同日同時刻は避けたほうがいいのではとの意見がありました。

また、執行部より、子供へのインフルエンザ予防接種助成を新年度より予定していること、子ども未来夢基金をつくり、子供たちのために活用していく予定であることの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後 4 時 30 分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

（白川年男議員退席 午前 11 時 32 分）

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、11 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 済みません。委員長に三点ばかり報告についての質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

内科診療所の赤字がまだあるんですね。努力はしていると思うんですけども、委員会の中で今後の赤字解消についてどのような努力をしているのか、どんな議論があったのかだけお聞きしたいと思います。

そしてもう一点、火葬場の改修ということがありまして、火葬場の改修やったら全体を閉めるかなと思います。その場合、ひょっと火葬業務が起こった場合に、近くに丸亀の桜谷があるんですけども、そういった具体的な話が出たのか出ないのか。具体的な日程が決まらなわからんと思うんですけども、例えば、そこに合わせてついでに佐岡やその辺の人は向こうを利用するとか、そんな話、合併までいうたらちょっと行き過ぎになると思いますけども、具体的にはそんな話が出たのか出ないのか。火葬場改修に伴う部分でどこまでの話になったかということ。

（大西豊議員退席 午前 11 時 35 分）

そして、仲南こども園の工事遅延に対するペナルティーを承認したということがあります。ただ、ペナルティーではないという言い方で、この間の全員協議会では話したんですけれども、ペナルティーの中身と、今後、これだけで済むのか、今後の議論はあったのかなかったのか、まだ工事完成してませんので、するまでにはいろいろ紆余曲折はあると思います。そういった確認ができたかできてなかったのかということもお願いします。

最後に、まんのう町のアンケートなんですが、144人中89人から回答があったということです。ほんでテーマがまんのう町に住み続けたいですかというの、これ、一番のメインです。だからせめてそれぐらいは、89人中、何人が住み続けたいという回答があったぐらい聞いてほしかったんです。その中で、次の若者に対する私たちの何か町政にかかわる部分が出てくると思うんです。144人中、例えば50人がまんのう町に住み続けたいというたら、まだまだ足らんという僕らは意識を持ちますので、せめて回答があったいうんで丸だけつけとって、特徴的な意見とかそんなんが出てるやもしれませんので、その辺、委員会の中でそういった議論があったかなかったかだけお聞きしたいと思います。四点お願いします。

○関洋三議長 四点ですね。

答弁、教育民生常任委員長、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 藤田議員さんの質疑にお答えいたしたいと思います。

まず最初に、内科診療所の赤字解消についてですが、委員会の中では、今回は余りそれについては出なかったのですが、当然、前回の所管事務調査のときに、歯科診療所のようになまた今後の運営の検討委員会をやる必要があるのではないかというふうな意見が出ておりました。今回の赤字解消については、先ほど委員長報告の中でも申しましたように、国保の医療の診療所にすることによって、国からの交付金のほうを受けるということで赤字を解消するというふうなことであったと思います。

それから二つ目の火葬場の改修についてですが、これは、今回、議案の中にも出てきておりますが、全面的とかそういうことまでは詳しくは所管事務調査の中ではやっておりません。当然、予算的な関係もあるし、今回、3月定例で出てくるということでありましたので、そのあたりにとどめております。

それから、それに関しまして丸亀市の火葬場という話、これも委員会の中ではそれを利用する云々というふうな話は出ておりません。 （大西豊議員着席 午前11時39分）

そして、仲南幼保施設のペナルティーの中身についても、委員の中でもいろんなことが出ましたが、まだ工事は当然終わっておりませんので、今の時点でのそういう提案と申しましても、執行部からの提案ということで、施工者の合田工務店とまんのう町が話し合った結果、そういうふうな形でどうでしょうかというふうなことで委員会のほうに提案があったということです。現時点ではそれでいいのではないかということで、委員会の中では結論としてそうになりました。

そして、最後の成人式のアンケートの結果ですが、当然アンケートの結果も報告が書面

で上がってきております。さまざまなアンケートの内容がありましたが、特徴的な住み続けたいですかということで、私のほうで取り上げたんですが、当然結果は文書で出てきておりますので報告させていただきますが、人数が、これは52名中42名、80.8%が町内で引き続き住みたいということで、19.2%が出たいという、そういうアンケートの結果で。

〔「…」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊教育民生常任委員長 52名中42名が町内で住み続けたい、10人が出たいというアンケートの結果でした。それ以外にもアンケートの内容がありましたが、教民の中ではいろいろと話をしております。以上です。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 どうも、教民、大変な項目があつて大変だろうと思いますけども、やはり内科診療所の場合、特に山間部でありまして、往診もやっている状況の中で非常に厳しい状況がありますけれども、琴南支所等含めながら、今後、赤字の回収、これも当然目標としてはせないかんで、そういった議論をぜひ深めていって、診療所を助けていきながら、支所を助けてきながら、健全な会計ができるように努力していただけたらと思います。委員の人らによろしくをお願いします。

火葬場の論議ですけれども、大規模改修ということで、せめて先にアウトラインぐらい、例えば、建てかえではない改修ですから、炉だけをするんか周辺するんか、その辺の議論が、ちょっと大規模改修を予定するんやったら、せめてアウトラインはこんだけですと。例えば進入路がちょっと狭いからどうのとか、具体的な話ですよ、こういった部分が大規模改修のあれに入りますという部分で、結構、そのぐらいはせめて委員会で報告をしてあげてください。そういった部分で、大綱的な部分を、やっぱりそれに伴う予算になってくるだろうと思います。そしてその中で、やっぱり近くの方は、桜谷の利用やどなんなるんやということも聞いたこともありますので、それも含めた話もあったんかなと思ってちょっと聞いただけですので、その辺もちょっと出ななんだかなということが気になります。

仲南こども園のは今の部分でええかなと思いますけれども、今後、僕はこれはまだ工事のあれが出てくるんじゃないかないう想定はされてます。そういった部分では、とりあえず今回はこれやなということで済ませてもらわんと、これで全部終わったと言われたら非常に困りますんで、終わるまでのことについてはきちっとしとってください。

このアンケートの結果は非常に厳しいですね。20歳の子がこんだけしか、参加するせんはまた別ですけど、やはり住み続けたいという人が、もうちょっとアンケートが少なかったですけど、もともとこうなりますけど、やはりまんのう町が町長が努力しているような部分がまだまだ浸透してないと、こういうことを感じましたので、その辺について、教民の委員長としてはどう考えているかだけちょっとお願いします。個人的で結構ですから。

○関洋三議長 再答弁、教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 委員長としてどう考えているかですが、当然5人に

1 人の人が出たいというふうなこと、やはりそれは住み続けたいというふうな数字をふやしていくのが当然のことであると思いますし、教育民生常任委員会の中でも、やはり教育とか子育て支援とか、住み続けてもらいたいというふうな若者がふえるような形の議論を当然これからもやっていかなければならないというふうに私個人としては思っております。以上です。

〔「議長、議長、委員長の私見はこんなふうに受け付けせんようにしてください。委員長報告ですから。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次の日程に入る前に休憩をとります。午後 1 時まで休憩といたします。午後 1 時にお集まりください。ただいまから休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して会議を再開いたします。

日程第 6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第 6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る 2 月 1 6 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

町長挨拶の後、地籍調査課より、調査地区工程検査、閲覧状況等について事業報告があり、委員からは、事業の進捗状況と最終年度について質疑がありました。

次に、産業経済課より、農業委員会定例会等の実施状況報告、農地中間管理事業で借り受け希望経営体 3 7 体、9 2. 5 ヘクタール、貸し付け希望農家 2 5 戸、9. 9 ヘクタールとなっていること、プレミアム商品券の販売額について予約販売分を合わせ 7, 7 8 3 万円を売り上げたこと、高齢者等買い物支援事業で買田地区と佐文地区で移動販売が開始されることや、イノシシの捕獲頭数などについて説明と報告がありました。

委員より、捕獲したイノシシの処分を苦慮しているとの声が猟友会から出ていることから、廃校舎などの施設を解体処理場として提供できないかとの意見があり、執行部より、

他団体の類似施設を参考に研究していきたいとの答弁がありました。

(白川年男議員着席 午後1時03分)

また、委員より、プレミアム商品券の販売方法について、予約販売では代理受け付けも可能で、代表者が大量の商品券を一度に購入する事例が見られ、当日並んで購入している人にとって不平等とならないような販売方法を考えるべきではないのかとの意見があり、執行部より、より多くの人に購入してもらう趣旨で予約制度を設けたが、不公平感を持たれないよう運用面について協議を行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、買い物支援事業について、高齢者が集まる行事等に合わせて販売日を設定するなど、運用面で工夫をしてもらいたいとの意見があり、執行部より、買田、佐文地区への移動販売については民間事業者が撤退したことからカバーするものであるが、今後も利用促進を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良・公共土木等の事業進捗状況、ため池の貯水状況、下水道・農業集落排水事業や、県が実施している土砂災害、急傾斜地、地すべり調査などについて説明と報告がありました。

委員より、町道長谷吹佐古線災害復旧工事について、地域住民に迷惑、不便等を来しているため、最善を尽くし、早期の完成を目指すよう要望がありました。

また、委員より、ため池ハザードマップについて、ため池以外にも山崩れや土石流等による災害の影響も含め被害想定をする必要があり、住民に啓発を行っていく上で各所管課の連携が不可欠であるとの意見があり、執行部より、今後、各種災害を総合的に盛り込んだハザードマップを作成していく予定であるとの答弁でありました。

また、委員より、ため池の廃止について質疑があり、執行部より直接受益がなく管理放棄された小規模のため池については、防災上の観点から特例的に行うもので、堤防の開削等により貯水機能を廃止することとなるが、それに伴い上流からの流入の処理に必要な排水路等の設置を行い、排水機能を確保して防災上の安全を図ることになるとの答弁でありました。

次に、水道課長より、配水した水道水の水質は全ての項目が高い水準で基準を上回っていること、有収率や漏水対策について特に留意しサービスの向上を図っていること、上水道の給水栓数が順調に伸びていること等の報告がございました。

また、水道事業の広域化問題に関連して、町独自で水道料金の将来推計を行ったことや、香川県広域水道事業体設立準備協議会への参加時には職員一人を最大3年間出向させる必要があることなどの説明がありました。

委員より、町が独自試算した料金比較表を見れば、広域水道事業体に加入しないほうが水道料金を低く抑えられることになることから、事業体に参加するメリットがないのではないか。また、自己水源を持ち香川用水に依存していない本町にとって、水道料金の資料だけで事業体への加入の可否を判断することは難しいのではないか。また、水利権についてはさまざまな経緯や長い歴史を持っていることから、地形や地元の諸事情を勘案した上

で、よほど慎重に考えていかなければ後世に禍根を残すことになるとの意見がありました。

執行部より、県と町が出した水道料金の試算の差異については、町が独自に配水管の布設時期や施設の更新時期等について精査し算出した結果、生じたものであること。設立準備協議会へは、将来的に必ず増大してくる老朽管や浄水場施設の更新及び維持の観点から、単独経営では厳しくなる時期が到来するため、参加したいと考えているとの答弁がありました。

協議の結果、水道事業を広域化したほうが料金が安くなるという明確な根拠と、協議会へ加入することの可否を判断できる資料の提出を県及び執行部へ求め、再度、協議を行うことで意見の一致を見ました。

以上、所管事務調査を行い、午後２時４０分に委員会を閉会しました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、１１番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 藤田ですが、二点ばかり質問をしたいと思います。

まず、プレミアム商品券の関係で、運用面について協議を行っていききたいとの答弁がありました。具体的に、例えばプレミアム商品券については一部の人に偏った運用がされているように思う。あるんですよ。実際の発行部分については、町内の商工業者の振興を図るというのが目的だろうと思うんです。このプレミアム商品券を発行したことによって、町内の商店がどんだけの売り上げがあって、どんな効果があったかないかをまず検証せないかんと思うんです。

その中で、例えば具体的な部分ができたんやったら、それをより強化していききたいという部分で、運用面について強化を図っていききたいというのならばわかるんですが、ただ、通り一辺倒の運用面について強化を図っていききたいいうたら、何じゃこれ、全然誠意がない回答やなと私は思いましたんで、その辺の回答をお願いしたいと思います。

買い物支援事業でも全く同じです。今後も利用促進を図っていききたい、これは当たり前のことですので、具体的に買田地区、佐文地区の商店がなくなったと。販売を戸別訪問するわけにいきませんので、利用者が利用しやすいところをアンケートなり声を聞きながら決めて、ほんで日を決めたり、そういった具体的な買い物支援の業者が、どこへ、いつ、何時から何時まで行っきょんやと、そういうことをきちっと掌握して周知して利用推進を図っていききたいという答弁があって、具体的なそういう中身があるならわかるんですけども、その辺ちょっと具体性が全然ないんで、そういう意見があったんならちょっと報告願いたいと思います。以上です。

○関洋三議長 答弁、建設経済常任委員長。

○川原茂行建設経済常任委員長 藤田議員の質問でございますが、申しましたように、

不平等にならないようなということが意見として委員会で出ております。それによって、執行部のほうは、それは委員の意見を十分認識した上で、今後、不平等にならないように、公平、公正な形でできるだけ町民の方に平等に行き渡るようなことを今から考えていきたいと思います、こういうことでございますのでよろしくお願い申し上げます。

二点目の、買田、佐文地区の移動販売についても、これは民間業者がやっておったのが撤退されたということで、それをカバーする関係上、今後もそういうことについてはできるだけいろんな機会をつかまえて、利用ができるような形のことを今から考えていきますと、こういう答弁でございましたので、一点目、二点目ともに、できるだけ多くの方に利用していただきたい、そして不公平のないような、できるだけ平等な形で多くの方に利用していただきたいと質問もし、執行部もそういう考えで答弁されたと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 具体的に不公平感いうたらどういうことが不公平感やったとか、それを解消するためにこういった平等感があるとか、例えば予約販売についてはまんのう町役場のここ1カ所でしょ。そういった部分だとか、具体的な販売時間、発売時間やそんな件数、いろんな部分があって、それがどこが不公平感であって、この不公平感をなくしていきましようという努力があるんかないんかいうのも実際ありますし、商品券については、本当に言ったら買おうと思っても買うもんがないがいう人が非常に多いんで、具体的なこういった使用方法もありますよ、こういったことがありますよいうたら全然変わってくるんです。ただ金の余っとる人が余分に買っとったらガソリン代が安くなるけんせんかいやいうふうな、具体的な使用方法是それがむちゃくちゃ多いん。ほんだけん、どこで何ぼ使われたかぐらいは掌握しとってほしいんです。例えばこういう小売店で何ぼ、こういうパン屋で何ぼ、花月堂で何ぼいう、ある程度は、個別的にはあれですけど、こういう業種に何ぼ使われているとか、そういった部分で使われたら公平感が町民に深く浸透しているんかなと思うんですけども、ただ発行して十分にした、これ、期日にせなんだら換金されんと、こういう部分でありますし、今後、またこのプレミアム商品券については、再度、発行するというような方針が出てますので、やはりきちっとそういうことはしてほしいと思いますし、今の委員長の答弁を聞いたら、それも含めて、具体的な利用者の声を聞いて、業者ときちっと話しながら決めなんだら伸びんと思うんです。実際、これを求めとる人はまんのう町内でむちゃくちゃ多いけど、それは対応できんと思うんです。やっぱり需要と供給のバランスですから、商売というのは、それも含めながらやっていかないかんと思いますので、その辺、答弁できましたらよろしくお願いします。

○関洋三議長 川原委員長、答弁。

○川原茂行建設経済常任委員長 私の委員長報告の中では冒頭に申しております。なぜかという、一部の人が大量に買うから平等に当たらないと、基本的に。だから不平等になるから、そこを是正しましよう。委員もそれを追及しておるし、執行部のほうも、

そういうことがあってはいけないので、今後、そういうことのないようにしたいと、こういう考えでございます。これは、私、報告しております。藤田議員、よく聞いていただきたいと思います。以上です。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月20日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、特別職報酬等審議会の開催や消防団出初め式等の行事報告、火災や交通事故等の発生状況報告、高齢者免許返納者状況や防災出前講習状況の報告の後、土砂災害警戒区域についての説明がありました。

委員より、救急車の出動回数が前年同期を3割も上回った原因について質疑があり、執行部より、気候の変化から体調を崩すお年寄りが多かったためだが、中には緊急性を要しない病人が気軽に利用しているケースが全国的にも目立ってきており、今後の救命活動に支障を来すおそれがあるため対応に苦慮しているとの答弁があり、委員より、自治会に働きかけ、救急車の適正な利用について注意喚起を行ってはどうかとの意見があり、執行部より、人命にかかわることで、町政懇談会等でお願いをしていくとの答弁がありました。

また、委員より、防災出前講習に関連して町の防災士会議をつくってはどうかとの意見があり、執行部より、今後、町内でいる防災士や防災活動に協力してもらえる人で構成する防災会のようなネットワーク組織をつくっていきたいと考えているとの答弁があり、委員より、防災士養成施策や団塊の世代の協力を得て、地域が主体的に地震や自然災害に対する防災・減災活動を展開していけるよう、行政側から行動を起こしていく必要があるとの意見がありました。

また、委員より、高齢者免許返納制度について年々返納者が増加しており、返納者には代替交通手段として一年間のデマンドタクシー無料パス券を発行しているが、無料で利用できる期間を延ばしてはどうかとの意見があり、執行部より、制度の拡充も含め再検討していきたいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、まち・ひと・しごと創生のプロモーション用ビデオの視聴の後、この施策は人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある

日本社会を維持することを目的とするもので、町は平成２７年度中の地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に努めていくことになる。また、策定のポイントとして地域特性を把握した効果的な政策立案や、明確な目標、重点業績評価指標の設定、地方議会の策定、検証への積極的関与、各地域での自立的な取り組みと地域間連携の推進などが必要となること、町の総合戦略推進本部を設置したことの説明がありました。

また、所管事務報告で、定住自立圏形成事務調整会議の実施や出資法人関係でことなみ振興公社、仲南振興公社とも前年同期比で赤字幅が縮小していること、情報基盤整備事業や人権啓発事業、男女共同参画推進事業等の実績報告がありました。

委員より、まち・ひと・しごと創生の事業展開について、今まで行ってきた国策が深刻な地方の疲弊を招いた。国の押しつけ施策に踊ることなく、地方が自分たちで自立できるような戦略を立てなければならないとの意見があり、執行部より、長期ビジョン、総合戦略を立て、５カ年をかけて地方創生を実りあるものにしていきたいとの答弁がありました。

次に、税務課より、平成２７年度の地方税制改正（案）の主な概要について説明がありました。

委員から、特定空き家等に係る土地を住宅用地特例の対象から除外する措置について、我が町特例の対象となるのかとの質疑があり、執行部より、対象とはならないとの答弁がありました。

また、委員より、土砂災害警戒区域に指定された場合の固定資産評価額について質疑があり、執行部より、平成３０年度の評価がえに向け、近隣市町や全国的な動向を踏まえ、適正な評価額となるよう検討したいとの答弁がありました。

次に、会計室より、通常の支払い業務について問題なく執行できていることの報告がありました。

次に、琴南支所より、そば栽培体験事業の収穫祭や川奥そば打ち道場の実施等の事業報告がありました。

次に、仲南支所より、事業報告と仲南支所周辺整備年次計画の報告がありました。

委員から、仲南支所周辺整備計画について、施設利用者のための屋外トイレを設置する必要があるのではないかととの意見があり、執行部より、利用頻度と維持管理上の問題を総合的に判断し、設置の是非について、今後、検討していく予定であるとの答弁がありました。

また、委員から、駐車場に夜間侵入防止用のくさり柵等の設置を考えているのかとの質疑があり、執行部より、柵の設置は計画していないが、必要が生じれば設置することになるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、１２時１０分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 PFI問題対策特別委員会の委員長報告（PFI問題対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第8、PFI問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI問題対策特別委員会委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 PFI問題対策特別委員長報告を申し上げます。

PFI問題対策特別委員会は、平成27年2月17日の臨時議会において新たに編成されました。2月24日に開いた初回では、白川皆男委員欠席のため5名となり、議長同席して、副町長、総務課長、教育長、学校教育課長、PFI室長、ほか職員の出席のもとに開催しましたので、審議内容を御報告申し上げます。

まず、今後の会議運営の方針を次のように採択しました。

第一は、町民の求めは早期解決であり、3年目にはほぼ収束させることを目指す。

第二は、これまでの特別委員会の経過を踏まえて、その蓄積を活用する。

第三は、議会の総力の発揮のために、個々の議員の出席を求めることができる。

第四は、地方自治法体系と本町例規に基づいて権限を行使し、責務を果たす。

次いで、審議の優先順位を以下の四点のとおりに定めました。

その一つは、三つの施設の設置目的を達成し、住民の福利厚生を高める。

その二つは、公行政の信頼の回復を図る。

その三つは、住民の利害を代弁する。

その四つは、町としての対応力を増強する。

さらには、重点的に取り組む課題の6項目を申し合わせました。

第一点として、町長の設置した第三者委員会の調査と審議を促進して、原因の究明と対策を講じる提言を行う。

第二点として、特別目的会社とその主幹事会社へ、町民に不安を与え、町行政を混乱させたことをどのように償うのか、これを問う検討に着手する。

第三点として、本町の組織の不備や行政手法の弱点を補正し、再発防止策を見出す。

第四点として、会計検査や行政監察を想定して、関係省庁と円滑な協議を行えるよう支援をする。

第五点として、PFI契約に基づく施設運営の評価と点検は教育民生常任委員会へ移行する時期を見定める。

第六点として、PFIの制度長短と運用手法を提言する報告書の作成を目指す。これは、

第三者委員会が十全であれば無用となるはずである。

なお、2月17日付で町長から補修の申し出のあった箇所への施工の認容を行いました。あわせて、今後は維持修繕のレベルであれば、当特別委員会との協議を経ることなく、早急に対処する運用の合意を得ました。ただし、施工の不備の疑いのあるものは、この限りではありません。

なお、これまでの外部の施工監査の経過に疑念をあらわし、この責任を問い、この後の運用改善を求める有力な発言がありました。

これからの本特別委員会は、当面は第三者委員会の報告を受けて、これと並行して開催することを申し合わせました。

閉会に当たり、住民本位に立って問題解決を最優先する審議を行うことを再度確認して、初回の審議を終えました。

以上で、特別委員会の報告とさせていただきます。

○関洋三議長 これをもって、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 三点ほどお伺いしたいと思います。

第一の、3年目にほぼ収束させるということの3年目という期日なんですが、ことしも3年目なんですけど、それか、今、始まってからの3年目なのか、どちらかいうことをきちっと明確にさせていただきたいと。ほんで努力するのは非常に結構でございますので、よろしくをお願いします。

第三の、総合力を発揮するために個々の議員の出席を求めることができるという条文なんですが、個別に説明員として求めるいうわけですか。その部分について返事をさせていただきたいと思います。

最後に、住民本位に立って、これは当然のことですけれども、現場の利用者ですね、中学生や学校の先生たち、その辺からの要望が非常に多いんですけれども、学校現場の声を聞くこと、定期的な校長とか、実際、利用しているところの学校の先生の意向を聞くのが一番重要だろうと思っています。今までもちょっと会議をしとってなかなか修理が進まなんだという声がありましたので、この住民本位に立ってというところの部分で、どういう解釈をしているのかということだけ、3点、答弁をお願いします。

○関洋三議長 答弁、竹林委員長。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 3年目の起点ですけれども、次年度、平成27年度を3年目と見る物の見方でちょっと書いてまして、厳密に言うとうろかは知りませんが、物事は1年目、問題が出てきて、それを整理を終えて、2年目に着手して、3年目にほぼめどをつける、4年目には手続的な事務処理が残るぐらいでやらないと、住民、どこへ行っても、いつまでかかかりよるんやという声ですので、執行部にも一緒に早く対応しませんかという申し合わせを委員会でさせていただいたわけです。目指すであって、

相手があり、相手が多角的に言ってますから、そのとおりにいくかどうかわかりませんが、もうそれぐらいの決意を持っていかんと、住民はこらえてくれんのではないかなと、そんなに思っております。

住民本位ですが、当然、生徒は含まれております。それから先生方の意向ということですが、これは教育委員会が掌握してくれたのを報告を今まで受けておりますけれども、必要があれば、また委員方と図って、先生方の意向を聞くということも、それは調査としてやっていいのかなと思いますが、この後の審議に任せてください。

ちょっと二つ目を。

○関洋三議長 個別に求める。

○竹林昌秀 P F I 問題対策特別委員長 個別ですね。それは一遍に6名に絞り込みましたから、今までの経過を私たち新委員が継承できるかちょっと心もとない。次の委員会に誰それさん来てくれますかというふうに、当然、委員会の6人が委員会の採決を行うわけですが、そうした御協力を議会全体が同意してくださるとありがたいと。やっぱり総力を結集せんと、それぞれ持ち味がございますし、施工段階をのぞかれた委員長さんはおいで、トラブル発足後にここまで持ってこられた正副の方がおいで、それから P F I の構想段階で中心的に担われた方々もおいで、これまでの経緯をどれだけ我々が吸収できるのかということでもあります。皆様に何とぞ御協力をお願いしたいと思います。

○関洋三議長 次の質問者、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 当然、悪い箇所は直していかないかんです。先ほど委員長が言われた、2月17日付で町長から補修の申し出があった、この箇所についての施工承認を行いました。これは単純な考えで言いますと、当然、ちょっとレベルの問題をきちんとしたものにしとかんと、承認はしたけども、またそこがということがあってはいけないのがもう原則になってまいりますから、そこらは確認する必要があったんではないかなと思うんですが、そこらの審議はされたわけですか、いかがですか。

○関洋三議長 答弁、竹林委員長。

○竹林昌秀 P F I 問題対策特別委員長 非常に重要な御指摘をいただきまして、これは当6人の委員で返事すべきものはないので、全員協議会の前に6人が集まって、この話を先に伺いました。そして全員協議会でちょっと意見を聞かんと。聞いて、それを受けて、6人の常任委員会でこのようにさせていただいて、その出てきた町長から文書で問い合わせのあった件については、これ、維持管理レベル、それに近いレベルで、施工の不備に伴うものではないという見方が、皆さん、一致しましたので、そういうふうにはさせていただきました。

この後もあろうかと思しますので、やはり施工管理にかかわる部分についてはうかうか返事できないのは川原議員さんおっしゃるとおりでして、まだ要求水準書と竣工図との差異、それから竣工図と施設現物との差異の対応の調査を終えていませんから、そこは慎重

にすべきだろうと思います。

ただし、生徒の利用や住民の利用を考えると、早急に手当てしたほうがいいこともありますから、そのように対応させていただいたらと思います。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の委員長の報告の答弁はいただきましたから十分わかります。

委員長、私の質問を理解していただいておりますから、もう私もやめようかなと思ったんですが、この委員長報告は、当然、議事録に載ってますから、きちんと確認しましたと、こういい切ってしまったら、またいろんな問題が出てまいりますので、委員長さんにそこら辺の、もうきちんとやってしもたらいけないところもかみ合わせて、今後にお願いしたいということを申し上げます。

○関洋三議長 再答弁、竹林委員長。

○竹林昌秀 P F I 問題対策特別委員長 議会ということの重大性を先輩議員として私に諭してくださった、非常にありがたい御発言かと思います。

今回ののは、準備運動して助走を始めたぐらいで、まだそう中身に立ち至ってません。重々、川原議員さんの物の見方を吸収して、慎重に、また的確に対応したいと思います。何とぞ、皆様、御指導よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定について

○関洋三議長 日程第9、議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町は、平成18年3月の3町合併以降、新町建設計画をもとにまんのう町総合計画を策定し、誰もが住みよい、住み続けたいまちづくりを基本理念に、各種施策、事業に取り組んでおるところであります。

こうした中で財政状況を見ますと、合併以降、健全性は維持しているものの、歳入においては、地域経済の低迷により自主財源の根幹である町税収入が伸び悩み、さらに地方交付税は平成28年度以降、合併特例期間の終了による大幅な縮減が見込まれ、一般財源所要額の確保に大きく影響すると思われます。

また、歳出では、合併関連事業等に係る公債費の増加、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や、町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫するなど、厳しい財政運営が予想されま

す。

このような状況にあっても、まちづくりの指針となるまんのう町総合計画に掲げる施策、事業の着実な推進を図り、少子高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本整備など多様化する政策課題に着実に対応し、町民の満足度を高めていくことはもとより、合併効果が十分発揮できる施策の推進、また、合併特例期間の終了に向け、持続性、安定感のある財政構造を構築しなければなりません。

これらのことから、合併特例期間１０年目であり最終年度である平成２７年度に有利な条件の合併特例債を利用し、この地域振興基金１０億円を創設することは将来の税源確保に極めて有効であると考えております。

また、この１０億円の基金から発生する運用益を、まんのう町の一体感の醸成に資する事業や旧町単位の地域振興事業などソフト事業の財源として充当することを考えており、さらに償還が終わった基金は新町建設計画に位置づけられたハード事業にも充当することができます。

そのため、本町では地域振興基金を創設し、地域振興に関するさまざまな施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、１１番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 見ようによってはむちゃくちゃええ部分でありますし、しかし運用については非常に難しいなという気がして、どなんしたらええんやろかと、この１、２については非常に考えてます。２０億円ですね、両方で。その分で、一点は、これはどこの指導でうちが取り入れるようになったんかということ、ちょっとそこの基本的なことを聞きたいんです。これ、いつ、何省のほうからどういった経緯できて、ほんで、今年度、来年度が来たら合併特例債のあれがなくなると。ほんなら今のうちに基金として運用して、新年度予算にしていこうというて提案してきたと思うんです。ですから、例えば去年もあったとか、そんな部分であって、ことしはこれを導入するにふさわしいという時期でやったか、基本的な考え方をお聞きかせ願いたいんと、３年間は運用利益でやっていって、それ以降、ハード事業よりも取り崩しができるんやと、非常に甘いような危険な予算なんです。これを利用したら何ぼでもできるやないかということやられたんでは非常に困りますんで、基金はあくまでも基金でありますから、そういう性質のものと私は理解しております。その辺でちょっと担当課に質疑にお答えしていただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

まさにこのまんのう町合併しておりまして、その合併した団体に対しまして、この合併

特例債というのがいただけるということになっております。合併特例債をいただける団体に対して、このようなソフト事業を実施することができるということになっております。

なお、最終年、10年を終える段階でこのソフト事業を適用させていただいております。他の合併団体も同じでございます。この制度は、そういう形で合併団体に対しての特典としてついているものでございます。

なお、基本的には合併特例債でハード事業、最初に新町建設計画というのがございまして、それに従って地域住民の連携とか地域振興のためにその費用を使うわけでございますが、今回はその部分を超したこのソフト事業に特化して、この地域振興基金という形で果実運用型、10億円のうち9億5,000万円、95%が充当率でございますので、9億5,000万円を合併特例債で借り入れます。そして町のほうから一般財源で5,000万円を入れてちょうど10億円にして、その運用の利子を活用してソフト事業に充てるものでございます。

なお、償還計画、予定では20年程度考えてございまして、償還を済ませば、それに従ってその償還した額相当をハード事業に使うことも可能となります。

後ろに補足資料をつけさせていただいておりますが、絵をつけております。これがわかりやすいかなと思っておりますが、10億円のうち、全て償還した後ですが、合計では、そこでは6億7,000万円と書いてございますが、元利に対しての70%相当が返ってまいりますので、実際のところは6億8,000万円近くになろうかというふうに考えてございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ということは、合併した途端に、合併した市町には地域振興基金条例は当然ありまして、その年にしてもかまんかったということやろ。それをたまたま今年度にしたいという解釈でいいんですね。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの再質問にお答えします。

基本的には、合併特例債を使って、10年間の間に地域の融和を図っていくということになります。最終年度にこのソフト事業に使うということで、この地域振興基金を立ち上げるということになります。よろしくお願いします。

○関洋三議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 最終年度やけんしたん、そうやからですか。

○関洋三議長 答弁。

○齋部総務課長 お答えいたします。

最終年度でございますので、最終年度のときにこの基金条例をつくらせていただきました。よろしくお願いします。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について

○関洋三議長 日程第10、議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この基金の目的につきましては、まず、小学校高学年になると神経系の発達がほぼ完成に近づき、身体形成的に安定した時期に入ります。また、この時期は動作の習得に対する準備も整い、さらに脳神経系のやわらかい性質も残しているという非常に特異な時期として位置づけられております。一生に一度だけ訪れる即座の習得、つまりこの時期は一生に一度だけ訪れるあらゆる物事を短時間で覚えることのできる最も有利な時期であり、ゴールデンエイジと呼ばれて重視され、スポーツに必要なスキル獲得の大切な時期とされております。

このことから、まんのう町内の主に小学生を対象として体力測定を実施し、体力、運動能力にすぐれた子供たちを発掘し、将来、全国大会や国際大会で活躍できる競技者を育成することを目的とします。

さらに、運動だけでなく、科学に興味を持つ子供たちの人材育成や、質の高い文化、芸術に触れることで感性を高め、芸術への造詣を深めることも目的といたしております。

このようなまんのう町の将来を担う子供たちを育成するための事業に要する経費に充てるため、まんのう町子ども未来夢基金を創設したいと考えております。

なお、基金の積立額は10億円として、現在約42億円ある財政調整基金の10億円を取り崩し、その運用益を活用して子供たちのための事業に充てる計画としており、果実運用型の基金とします。

以上、議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 済みません、たびたび。10億円なんでちょっと気になってさせていただきます。

非常にすばらしい条例でないかなとは思いますが、やっぱり将来の子供たちに夢と希望を

与える部分で大変重要なんです、ただ運用に当たって、例えば文化、スポーツいろいろな分野があると思いますけれども、そういったアスリートがこっちへ来ていろんな指導をしたり、そういった計画があるのかどうかという部分が非常に大事なんです。例えば、スポーツ的なものやったら剣道となぎなたやったら、まんのう町に剣道のすごい日本的に有名な人とか、職員の中になぎなた日本一になった人がおりますよね。そういった部分が各分野で、例えば野球であったりサッカーであったり、そういった人が1年か2年なり雇用して、そういった普及に努めていって、なおかつ、そういったものを強化していくのか、例えばスポーツだけじゃないですよ。芸術的な部分では、例えば森のコンサートをしていますんで、そういった文化的なピアニストや楽器のすごい人が来て、それぞれの学校へ行きながらこういうすばらしさを体験していって、その中からどういう人材を掘り起こすかというのは、やっぱり指導者のきちとした人がおらんだったら見分けがつかんのですよね。そういった部分の掘り起こしを、例えばアスリートの発掘事業の中でやるその講師、そしてその中身をどう見きわめていくという部分が具体的にどなんしていくんやろかと。新年度、次年度、3年度ぐらいでやってみてどうするのか、その辺の具体的な掘り起こしの事業の中に、例えばアスリート発掘事業で760万円ですか、サイエンス体験事業で150万円、文化芸術活動で140万円と、こういった部分が出ています。そういった部分がどういった使い方をする費用なのか、多分、人を雇用したってこななんじゃとても足りませんので、そういった具体的な使用方法もちょっと提起していただきたいと思います。夢を与える事業ですので。

○関洋三議長 答弁、社会教育課長、脇隆博君。

○脇社会教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、アスリート発掘事業でございますが、これにつきましては身体能力プログラムなどを実施いたしまして、運動能力を向上させるようなプログラムを実施したいと思います。

また、体験プログラムといたしまして、複数の競技などを体験することによりまして、自分に合った競技を見つけるためのプログラムも実施をしたいと思っております。

また、保護者向けに食事方法などのサポートプログラムなども計画をしたいと考えております。

またあわせまして、児童、それから生徒、保護者向けに、トップアスリートを迎えまして、講演会などの実施も計画をしております。

また、サイエンス体験事業におきましては、科学に興味のある子供たちに科学実験の体験教室、楽しく学べるような体験教室などをまた実施をしたいと思っております。

芸術文化体験事業につきましては、藤田議員さんおっしゃってございましたように、森のコンサートなども実施しておりますが、一流の芸術に触れることで芸術に興味を湧く、また文化的事業、文化展示会なども鑑賞いたしまして、芸術文化に興味を湧くようなことをしたいと思います。呼べるものにつきましては呼んでいきたいと思ひますし、それがかなわない部分につきましては、近くで開催されますところへ出かけていきまして、鑑賞等を

していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、11番、藤田昌大君。

○**藤田昌大議員** 大体大綱はつかめましたので、例えばアスリート発掘事業のこの対象者の1年生から6年生の30名の体力測定やいろんなことをしていきながら、その資料に基づいて、それをどこかに依頼して分析してもらいう解釈でいいんですか。そういった基礎的な部分をいろいろこれは調査したと、ほんでうちの結果がこんなんが出ましたというんで、専門的な例えば会社とかそういうところへ送って行って分析してもらって、この子がこういうんがあつてどうやらか部分が出てきたら対応するのかなと思って、サイエンス事業についても、例えば科学の先生、テレビで有名な人を1人呼んできて、誰でも遊べる科学をやりながら、そういったいろんな経験をすると。芸術やあんなんでは、やっぱり芸術に参加することも大事なけど、いろんなところへ、例えば大原美術館へ見に行くとか、種子島の宇宙ロケットの発射場へは非常に行きたいんですが、そういうのはちょっと難しいと思いますけれども、まんのう町に天文台ができた。ほんでまんのう町政があるという部分をもっともっとアピールできるような、具体的な取り組みをやって行って、まんのう町として可能なことを指導していただくような機関にお願いしてやるような部分なんでしょうか。その辺だけちょっとお聞きしておきます。

○**栗田町長** 再答弁、社会教育課長、脇隆博君。

○**脇社会教育課長** 藤田議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、アスリート発掘事業でございますが、運動能力の測定でございますが、これは小学校において体力調査のほうを実施しております。できましたら、その結果をもとに能力のすぐれた子を選抜をして行って、これから指導していきたいと思っております。

また、まんのう町ではありませんが、香川県の体力運動能力調査結果というのが出ておまして、これは昭和39年から実施しておりますが、小学校、中学校は昭和58年から実施をしておりますが、香川県につきましては、能力につきまして右肩下がりでだんだん下がってきております。ですからこれを発掘して指導していきたいというふうに考えております。

それからサイエンス体験事業、科学体験事業でございますが、これも有名な人を呼んで、まずそういう人が来ますと子供たちの目の輝きも違ってまいりますので、そういうことを楽しく体験していきたいと考えております。

それから芸術文化につきましても、本物を体験するということはまた違うと思っておりますので、また鳥肌が立つような音楽等に出会えたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** ほかにないようです。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで休憩をとります。議場の時計で午後2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第11 議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定について

○関洋三議長 日程第11、議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

少子高齢化という我が国全体の大きな流れの中で、若者の定住をいかに促進させるかという課題は、基礎自治体である市町村に共通する大きな課題であります。当町におきましても、にぎわい、活力の源である若者の定住促進は最重要課題であると認識いたしております。

こうした中で、本町全体の人口推移を見ますと、平成22年4月に2万183人だった人口が、平成26年4月では1万9,767人と、416人減少いたしております。若者に該当する20歳から44歳までを抽出すると、平成22年4月に5,070人だった人口が、平成26年4月には4,970人と、約2%の100人が減少いたしております。

このように、本町においても人口減少と特に若者の町外流出抑制が課題となっております。

そのため、本町では若者定住促進条例を制定し、申請日において満40歳以下の若者が、まんのう町内で自己名義の新築または建て売り住宅を取得する際に、取得費用の一部を助成することで、若者が今まで以上に本町を定住の地として選択肢に含む可能性が高まると考え、定住促進策として積極的に取り組むものでございます。

この取得費用の一部の助成につきましては、条例（案）第5条関係の別表にありますように、新築住宅及び建て売り住宅ともに町内業者と契約した場合は、住宅取得費の5%を補助金の額として上限を150万円としております。

次に、町外業者と契約した場合は、住宅取得費の同じく5%を補助金の額として、上限を100万円といたしております。

また、この若者定住促進条例は、平成27年4月1日より5年間、平成32年3月31日までの時限的な条例として、その期間の中で若者の住宅取得時の補助を行うものであり、その財源につきましては、過疎自立促進計画に基づき過疎債のソフト事業分を利用しようと計画をしていることから、活用した起債の70%は後年度において普通交付税で措置されるという大変有利なものでございます。

以上、議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 大綱的な部分で、新条例ですので、一応、5年間ですね。それを年間どれぐらいの部分を予定してやっているのかと、それと5年間たったら、時限立法ですので自然消滅ですよ、これ。ほんで効果があれば延ばすのか延ばさんのか、それだけちょっとお聞きします。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

5年間でございますが、まず1年で、今、想定は30件でございます。予算書のほうにも載せておりますが、3,250万円を、今回、新年度当初予算に入れさせていただいております。想定といたしましては100万円の口が25件、町内の事業者の方によって建てられるということで150万円の口が5件で、3,250万円を予算措置はさせていただいております。

なお、時限立法的に5年間ということになっておりますが、これによる効果が見受けられれば、また議会にお諮りをして延長ということも御審議いただいたらとは考えておりますが、まずは立ち上げてやってみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 次の質問者、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 さまざまな条件とか数字出てますが、その根拠いうんは委員会付託を予定しているということですので、そちらのほうでまた示していただきたいと思います。一点だけ、40歳以下というふうな条件がついてますが、私の経験上、40歳前後で家を建てる方が多いんじゃないかなという、やっぱり一生の一大事業という、家を建てるのはそういうふうな考えがありますので、40歳ということで区切ったのはどういう根拠があるか、そのあたりをお示しいただけたらと思います。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

確かに同じようなことを私どもも考えまして、最初は45歳程度までの引き上げを考えておったわけですが、過去3年間、平成23年から25年のまんのう町の新築住宅の建設状況を調べました。それによりますと、例えば平成23年であれば新築が79軒建ちましたが、そのうち41軒が40歳以下、24年であれば、71戸前建ったわけですが、そのうち42軒が40歳以下、25年では、85軒新築の家が建ちました。そのうち48軒、これは56%、6割近くが40歳以下の方が家を建てているということがございます。その40歳以下のうち77%程度が転入者でございます。ということは、今回、先ほども申し上げましたが、予算措置は30戸前ぐらいです。まずは呼び水にしたいということで、

今現在でも50軒近くが昨年は建ってございます。26年度の状況はまだ確認をしておりませんが、この新築の建っている40歳以下全部にははっきり言って行き渡りません。ただ、まんのう町がこのような事業をして、少しでも若者にまんのう町に行ってみようかというふうなきっかけづくりにこの事業を立ち上げてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかにはないようです。これをもって、質疑を終了いたします。
ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第4号 まんのう町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○関洋三議長 日程第12、議案第4号 まんのう町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第4号 まんのう町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、今後、新たに教育長となるものの職務に専念する義務の特例についての条例を制定するものでございます。

職務に専念する義務を免除については、一般職の例により規定しています。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項により、在任中の教育長の任期が満了し、新たな教育長の任期が開始する際に効力を有する経過措置を設けております。以下、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例の改正については同様に規定いたします。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第13、議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、第1条では、教育長の勤務時間その他の勤務条件についての条例を改正するものでございます。

第5条のまんのう町職員の定数に関する条例の一部改正では、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、教育長が一般職から特別職に位置づけられることとなりました。

第7条のまんのう町議会委員会条例の一部改正では、第20条の出席説明の要求において、教育委員会の委員長を教育長に改めるものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項により、在任中の教育長の任期が満了し、新たな教育長の任期が開始する際に効力を発揮する経過措置をそれぞれ設けております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第6号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第14、議案第6号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第6号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案についての御説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長の職が廃止されることにより、別表の職名及び報酬額の欄について、教育委員長名と該当報酬が削除され、教育委員会委員と改正するものです。

また、地域活性化のために平成27年度より導入する地域おこし協力隊並びに集落支援員及びまち・ひと・しごと創生総合会議委員の報酬を新規に追加するものであります。

なお、地域活性化関係の報酬については、担当課長より詳細の説明を行います。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 地域活性化にかかわる部分についての御説明をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊につきましては、国が平成21年度から実施している交付金事業でございまして、地域コミュニティー活動の支援や町内資源の開発など、地域外、これは3大都市圏からの受け入れということになりますが、人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、その地域への定住及び定着を推進するため、地域おこし協力隊の導入を計画しております。

この隊員の身分を非常勤の特別職の職員として位置づけるとともに、活動補助金、これはいわゆる活動に関する費用でございしますが、交付金の措置を受けますが、これを基本に報酬額を月額16万6,000円とするものでございます。

活動に対する特別交付税の措置につきましては、報酬額につきましては年間200万円が措置されます。

次に、集落支援員について御説明をさせていただきます。

集落支援員については、集落巡回を基本としまして、地域の状況の把握や集落の自立に向けた各種施策の推進をし、問題解決を図るために設ける職員でございまして、集落支援員の導入についても27年度に計画をしております。

この支援員の身分は、これも同じく非常勤の特別職の職員として位置づけるとともに、報酬額においては地域おこし協力隊と同額の月額16万6,000円とするように考えております。これにつきましても、年額200万円につきましては特別交付税で措置されるということになっております。

次に、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員についての御説明をさせていただきます。

まんのう町人口ビジョン並びにまんのう町総合戦略については、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部が主体となって平成27年度に策定を進めてまいります。

が、推進本部への助言や意見交換を行うための有識者会議を設置いたします。

有識者会議は住民代表並びに産業界、行政機関、高等教育機関、金融機関及び労働団体、それにメディアも含めるという格好にはなっておりますが、これらの有識者をもって構成する予定にしております。この有識者を非常勤の特別職の職員と位置づけており、報酬額を月額 8,000 円、ただし 4 時間未満については 5,000 円とするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑、11 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 6 番の項目それぞれ各課にまたがるんですね。例えば選挙管理委員が、これやったら総務課であり、今、企画政策課であり、それぞれの教育委員会の部分もありますよね。具体的にそういった資料がなかったら、受けていいんか悪いんかわからんので、資料はどなんなるんですか。例えば防災会議やったらどんなことをやるとか、そんなんがあると思うんです。その資料がない限り、とにかくこの議案を出すんやいうだけの条例ですから、ちょっとその辺、答えてください。各課にまたがっ取るけん、聞つきよんや。説明をしてください。

○関洋三議長 ちょっとお待ちください。

答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの御質問にお答えをいたします。

今回の提案につきましては、提案部分の一部変更ということでの御提案でございまして、教育委員会委員さんの部分と、新たに地域活性化に対して任命させていただく委員さんに限った御提案というふうに考えておりまして、全体でこういう職種に対してという部分ではなくて、これにつきましては、町の特別職の非常勤のものの報酬をまとめて条例化させていただいておるという認識でおります。

○関洋三議長 再質問、11 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 企画政策課だけの部分の説明だったんですね。はい、わかりました。

○関洋三議長 次の質問者、7 番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 済みません、即決なので何点か。

16 万 6,000 円のかかなり大きい特別職になるんですけども、基本的に何人雇って、これから通年何年計画をするのか、それと年間 200 万円払うわけですから、目標設定をしているのかどうかの三点お願いします。

○関洋三議長 答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、現在のところ、3 名程度を想定しております。同じく集落支援員についても 3 名程度を予定しております。

これにつきましては、通常、香川県下では地域おこし協力隊につきましては小豆島町、さぬき市、それと、昨年、琴平町が導入されております。集落支援員制度につきましては県下で少ないのですが、さぬき市が導入されております。これらにつきまして調査をさせていただいた範囲では、ここで交付税措置をされております200万円を12カ月で割りますと16万6,666円になるんですが、その16万6,000円程度を報酬額というふうな格好の定めにしております。

これについては県下のみならず、全国的に組織をされておりますが、大体同じではないかなというふうに認識しております。

それと、目標設定についてでございますが、現実問題としましては、集落支援員については、今、想定しておりますのは、できれば琴南地区に投入をしたいかなと。その場合には、いわゆる空き家台帳とかの整理であったり、今、集落が限界集落化されておりますので、そちらのほうの行政に対してのニーズの集約とかをお願いしたいなというふうに考えております。

それと地域おこし協力隊につきましては、地域おこしということではちょっと漠然とした部分はございますが、実際に募集をする段階までには、こういうことをするというような部分で、ある程度、明確なビジョンをはっきりしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

地域おこし協力隊については、制度上の話になりますが、1年以上3年未満ということで制度が決まっております。採用した時点で1年ですと。それで成績が優秀であれば、2年、3年と続くと。3年目以降については交付税措置がされませんので、引き続き雇うことはできるんですが、措置されないの、通常は3年で終わりということになっております。3年目以降はまんのう町に定住していただくとか、まんのう町の一定のところで起業をしていただくような格好で、3年目ぐらいからそういう体制づくりを始めて、最終的には定住していただくというふうな流れの事業でございます。

それと集落支援員については、特定の期間を定めたものではございませんが、これも長期化するのやはり問題があるかなというふうには考えておりますので、想定は約3年程度を想定しております。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 ありがとうございます。よくわかりましたが、全国的にされている事業で、都会の人員をIターン、Uターンに結びつけるための事業だと思いますが、これからその3名程度においては募集するという形になるということですのでよろしいでしょうか、最後の質問として。

○関洋三議長 答弁、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 本屋敷議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

御指摘のように、今から設置要綱等を定めまして募集をするというふうな格好になろうと思いますが、地域おこし協力隊については、平成26年度で全国的には約1,000人

ほどの規模になっております。それを新しい地域創生事業の中で約3,000人まで拡大するというようなことを国のほうはおっしゃっておりますので、早目に募集しないと、来ていただける方がなくなる可能性は十分あるかと逆に危惧しております。ですが、予算化したからといって、適当な人がいない場合に、それでも人数合わせのためだけに採用するつもりは全くございませんので、ここで応募していただける方がなければ、次年度以降に繰り越しというような格好にさせていただく可能性があることだけは十分認識をいただきたらと思います。以上でございます。

○関洋三議長 ほかにはないようです。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第15、議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案について御説明申し上げます。

平成27年2月6日にまんのう町特別職報酬等審議会から受けた答申に基づき、特別職の給料月額を改定するものです。

なお、答申内容に基づき、平成30年3月31日までの間、現在の給料月額と改定後の給料月額との差額を支給する旨の経過措置を設けております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第8号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第16、議案第8号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第8号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての提案について御説明申し上げます。

平成26年8月7日付人事院勧告及び平成26年10月14日付香川県人事委員会勧告に基づく給与制度の総合的見直しに伴い、国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表の改定等を行うものでございます。

概要を申し上げます。

まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正の第1条関係では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、第1条の目的では、在任中の教育長の経過措置を設けた上で、教育長を削除するものです。

第10条の3の地域手当では、医師の地域手当の支給割合について、条例において10分の16の上限を設けた上で、規則に委任する改正を行います。

第4条別表第1では、給与制度の総合見直しに伴い給料表を改正するものです。

まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正の第2条関係では、附則第3項で字句の訂正を行います。

附則第5項は、平成18年10月1日に施行した給与構造改革に伴う経過措置についての改正で、平成30年3月31日までの各年度4分の1ずつ減額し、経過措置を終了させるとしたものです。

まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正の第3条関係では、附則第2項で字句の訂正を行います。

給与制度の総合見直しの経過措置等について、附則第3項では、給料表の改定前に昇格をした職員と、改定後に昇格した職員との均衡が保てない状況が生じた際の調整に関する規定をしております。

附則第4項では、平成27年3月31日時点の給料月額が、改定後の給料表の給料月額に達しない場合には、平成30年3月31日までの間、その差額を給料として支給すると

した経過措置に関する規定をしております。

附則第５項では、給料表の改定前後で別の給料表が適用になる職員がいた場合に、他の職員との均衡を保つための調整に関する規定をしています。

附則第６項では、給料表の改定後に新たに職員になった職員が、任用の事情により他の職員との均衡を保つために調整を必要とする場合に関する規定をしています。

附則第７項では、給料の調整額について、経過措置に伴う給料を加算したものを基礎に算出する旨を規定いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第８号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第１７ 議案第９号 まんのう町行政手続条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１７、議案第９号 まんのう町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第９号 まんのう町行政手続条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

行政不服審査法の全面改正にあわせて行政手続法が改正され、処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利・利益の保護の充実を図るために、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度が整備されました。この行政手続法の一部を改正する法律が平成２７年４月１日に施行されることに伴い、まんのう町においても町民の権利・利益の保護の充実を図り同様の措置を講じるため、まんのう町行政手続条例の一部を改正いたします。

改正の概要でございます。

第３３条の行政指導の方法でございます。

許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合に、行政指導に携わる者は、その根拠となる法令の条項、当該条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないこととします。

次に、第３４条２項の行政指導の中止等の求めでは、法律・条例に基づく行政指導を受けた者は、その行政指導が当該法律・条例に規定する要件に該当しないと思う場合に書面で中止等を求めることができることとします。この申し出を受けた町の担当課は、必要な

調査を行い、要件に該当しない場合は中止等の措置を行います。

次に、第34条3項の処分等の求めでは、法令違反の事実を発見した場合に、処分・指導権限がある町の担当課に対して書面で具体的な事実を摘示し、その是正を求めることができることとします。この申し出を受けた町の担当課は調査を行い、必要に応じ是正措置を行います。

施行日は平成27年4月1日とし、行政手続法改正と同日とします。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第18、議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての御説明を申し上げます。

まんのう町のみならず、各自治体においても住民のサラリーマン化や核家族化、過疎化等により地域コミュニティが衰退し、公設消防団員の確保が大変困難になってきたことから、全国的に消防団員数は年々減少の一途をたどっており、でございます。

このような実情を鑑み、公設消防団員確保における施策の一つとして、地域実情に配慮し能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する団員として機能別消防団員制度が総務省消防庁より通知されました。

また、東日本大震災の発生や、近い将来発生とその被害が危惧されている南海トラフ大地震、日本各地で頻発する大災害などを背景に、平成25年末には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、地域防災力の核である消防団の充実強化がより一層求められているところであります。

まんのう町消防団の現状としましては、定員407名に対し総勢391名の団員を有しており、各分団における献身的な団員勧誘により、平成18年の合併当初から大きく減少することなく団員総数を維持しております。

また、人口に対する消防団員の割合は県内4位であり、島嶼部3町に次ぐ順位となって

おります。

しかしながら、まんのう町消防団の分団ごとの状況に目を向けますと、山間部である美合地区の各分団においては、現有団員の高齢化及び勧誘対象となる若年居住者がいないなど、深刻な過疎化による地域固有の状況から、近い将来、深刻な団員不足が懸念されているところであります。

さらに、山間部においては、常備消防である仲多度南部消防組合とは遠距離であるとともに、地形的条件から消火用水が極めて乏しい地域が存在しております。万が一、当該地域において火災が発生した場合には、河川や防火水槽などの消防水利からポンプ車への中継送水など、地元消防団の迅速な活動が不可欠となります。

そこで、今回の機能別消防団員制度を取り入れることで、団員不足が懸念される分団を対象に、OBの消防団員や消防職員など防災に関する経験が豊富な方々を任用し、年中行事などを除く消防団活動に従事することで、不足する消防団員と活動を補完し、地域防災力の充実強化を推進するものであります。

条例一部改正の詳細については、消防団員の種別を基本団員と機能別消防団員に区分するとともに、限定的に職務に従事する機能別消防団員においては無報酬としますが、活動に従事した場合の費用弁償については、基本団員と同額、水火災その他に災害の場合は1回につき2,500円、訓練研修等の場合は1回につき1,500円と規定するものです。

以上、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を目的として条例を一部改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第19、議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、条例第9条の一般廃棄物処理手数料に関する改正であります。

内容は、第1項第2号のエコランド林ケ谷へ直接搬入する不燃物の処理手数料に関する
ことと、第3号の資源ごみの手数料の上限額を変更するものでございます。

詳細について担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 担当、住民生活課長、森末史博君。

○森末住民生活課長 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ
いて、議案書と、本日、お配りさせていただいております議案第11号説明資料により御
説明させていただきます。

議案書の改正前後比較表の改正前をごらんください。

まず、改正前の第9条第1項第2号は、エコランド林ケ谷へ直接搬入する不燃物の処理
手数料についての規定されており、アでは一般家庭からの、イでは事業者から排出される
不燃ごみの処分手数料が規定されております。

エコランド林ケ谷につきましては、地元4団体と中讃広域行政事務組合、それからま
んのう町が、昨年、不燃性ごみ等埋立処理に関する協定書、こちらのほうを結んでおりまし
て、埋め立てできますのは一般家庭から排出される不燃性ごみというふうに規定されまし
た。このことから中讃広域行政事務組合では2月議会におきまして条例を改正し、資料1
ページの改正後の欄に太字でお示しさせていただいております「一般家庭から排出され
る」の文言が追加されたところでございます。

まんのう町の現条例では事業者が排出するごみの処理手数料を規定しており、事業系の
不燃ごみが受け入れ可能であるという状態になっておりますので、今回の改正により、当
該協定書と広域組合の条例との整合性を図る内容といたしております。改正後は、一般家
庭からの排出に関する手数料のみの規定といたしております。

また、エコランドは搬入可能な一般家庭からの不燃物は2トン車より大きい車両という
のは考えられないことから、改正後の一般家庭から排出される不燃物の処分手数料は2ト
ン車までの規定とし、金額は改正前と同額ということになってございます。

続きまして、同第3号の部分でございますが、こちらは粗大ごみの手数料についての規
定でございます。改正前の処分料は2,000円以内とされておりますが、今回の改正後
は4,000円以内といたしております。

今回、スプリングの入ったソファ、ソファベッド、マットレスなどにつきまして、
これまでは住民に直接処分いただいておりますが、27年度からは処分業者に処分を依
頼して、粗大ごみとして収集サービスを行うことといたしました。

説明資料の2ページから3ページをごらんください。

1番目に、現行の粗大ごみの処分手数料の表を掲載しておりますが、手数料1,000
円と2,000円の表中に、ソファやベッドの部分の太字で表示しております。

そして2番目に、今回、追加する手数料ということでございまして、お示ししてありま
す。これまでばねの入ったマットレスは町のほうで収集しておりませんでした。今後は
町で収集し、まとめて業者に処分委託いたします。輸送料等を安くいたすところでござい

ますが、それでも処分費用が高いため、ごらんのとおり4,000円が最高の設定となっております。このため、条例においても最高手数料を4,000円とするものでございます。

なお、1,000円、2,000円の部分でございますが、これまでどおりの料金設定のまま変わらないことをつけ加えさせていただきます。

以上、議案第11号の説明でございました。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について

○関洋三議長 次、日程第20、議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、従来、国の定める基準によって決められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、今後は厚生労働省令に定める基準に従い、市町村が条例で定めることとされました。

同じく、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数についても、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものと改正されたことにより、介護保険法施行規則に従い、地域包括支援センターの職員等に係る基準及び当該職員の員数に関する事項等の基準を市町村の条例で定めることとされました。

以上の理由により、指定介護予防事業所及び地域包括支援センターの基準等を定める条例を制定するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１２号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２１ 議案第１３号 まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第２１、議案第１３号 まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められました。このことから、この法律を引用する条例について所要の改正を行うものであります。

なお、ひとり親家庭等医療費支給制度には変更はありません。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１３号 まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第１４号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第２２、議案第１４号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第１４号 まんのう町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本則部分の改正は、第２条の介護保険料の額を改定するものです。

まず、平成２７年度から平成２９年度までの３カ年を計画期間とする第６介護保険事業計画が策定され、計画期間中に要する事業費等の見込みに基づき、保険料の改定が必要となったものです。

今回の改定では、保険料基準額を月額５，６００円、年額６万７，２００円とするもので、現在の保険料基準額との比較では年額６，４００円の増となります。

また、消費税率引き上げによる低所得者の保険料軽減対策として、第１号保険料の第１段階について、保険料基準額に対する割合を０．５から０．４５に軽減するものです。

次に、附則では、施行日及び経過措置のほか、医療介護総合確保法附則第１４条の規定に基づき、新しい介護予防、日常生活支援総合事業等で行うこととなるサービスの実施体制や住民への周知、医療機関等との調整に時間を要することから、準備期間を設ける必要があるものと判断し、同附則で定める期日からの実施が困難な旨と、猶予期間を定めるものです。

なお、猶予期間は、介護保険規則において平成２９年３月３１日と定めることとしています。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１４号は、教育民生常任委員会に付託いたします。次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で３時３０分まで休憩をいたします。

休憩 午後 ３時１４分

再開 午後 ３時３０分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第 2 3 議案第 1 5 号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○関洋三議長 日程第 2 3、議案第 1 5 号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第 1 5 号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について提案理由の御説明をさせていただきます。

市町村は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、略して企業立地促進法第 1 0 条第 1 項の工場立地法の特例を受けることができ、香川県における基本計画に定める企業立地重点促進区域における製造業等特定工場の立地に際して確保が必要となる緑地の面積、環境施設面積を市町村条例により定めることができるとされております。

このことから、企業の積極的な設備投資や立地を促進し、町内経済の活性化と安定した雇用の創出につなげるため、企業立地重点促進区域に係る緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の緩和を行おうとするもので、緑地面積割合 2 0 % 以上を 1 0 % 以上に、環境施設面積割合 2 5 % 以上を 1 5 % 以上に緩和するものです。

条例の内容でございますが、第 1 条は条例制定の目的についての規定でございます。

第 2 条は条例の用語の意義を定めるものでございます。

第 3 条は条例の区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を規定するものでございます。

また、附則第 2 条で昭和 4 9 年 6 月 2 8 日以前に設置されております施設を変更する場合の面積の算定方法につきまして定めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ちょっと本会議にふさわしいかどうか悩むところではあるんですけれども、条例の名称にかかわることなので重大かなと思ひまして、私の法令感、立法感からしますと、この準則という言葉が私の理解と全く違うんでいかなものかということです。

総務省が税の準則というのを送ってきて、それに基づいてまんのう町税条例を定めるといふに、条例をつくるお手本、見本が準則と私は理解しておったんですが、これがどうもう違うくくり方で、準則という言葉が法令の中に出てくるのはおかしいんじゃないかなと思うんです。私がこの条例の名称をするんだったら、まんのう町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する条例としますし、第1条の3行目を見ると、第4条第1項の規定により定めるものとする、もうそれだけでいいんじゃないかと。条例の中に法律第何条の何項の規定というのは、これは条文の中に出てきても余り見たことがないようなんです。私の法理感がちょっと古ければそれはやむなしなんですけど、本会議で論議する中身でもないんで、そこはちょっと十分に審議すると御返答いただけたらありがたいんですが。以上でございます。

○関洋三議長 答弁、担当、産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

本日、お渡ししております提案趣旨の資料のほうですが、その裏側のほうに工場立地法の特例ということで10条をつけさせていただいております。その1項の一番最後に、準則にかえて適用すべき準則を定めることができるということになっておりまして、その準則ということで、国から来ております、先ほど言われました、普通の準則というのはひな形という形になろうかと思うんですが、国から来ておりますひな形につきましても、この条文の表題のままで来ておりまして、準則を定めるということになっておりますので、それに基づきまして制定をさせていただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 どこかに、立法技術に通じた専門家に相談されましたか。どうも私は腑に落ちないんですけど、済みません。

○関洋三議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設経済常任委員会に付託いたしますのでよろしくお願いいたします。

日程第24 議案第16号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第24、議案第16号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第16号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正について提案理由を御説明させていただきます。

この条例改正は、仲南農村環境改善センターを仲南公民館として使用するため、まんの

う町農村環境改善センター条例から「まんのう町仲南農村環境改善センター」に関する部分を削除するものであります。

なお、この仲南農村環境改善センターは、平成９年度に農村総合整備モデル事業補助金で建設しておりますが、公民館としての使用について国の承認をいただいておりますことを御報告申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１６号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１６号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１６号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２５ 議案第１７号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第２５、議案第１７号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第１７号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について御説明申し上げます。

本則の第２条では、名称の変更でございます。第４条では、新たに診療業務内容を追記しました。第５条は業務の委託でございます。

議員の皆様も御承知のように、平成２７年４月から町営の歯科診療所が公設民営化により民間の歯科医師のお力添えで新たに開業いたします。公設民営化では、建物及び附帯施

設の管理は町が行い、診療業務は受託者である民間の歯科医師と業務委託契約が締結されているところであります。

どうか琴南地区における僻地歯科診療経営が円滑に行われることを心より御期待申し上げますとともに、琴南地区住民の皆様にも身近な町立歯科診療所として御愛顧いただければ幸いと考えております。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１７号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２６ 議案第１８号 まんのう町立診療所条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第２６、議案第１８号 まんのう町立診療所条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第１８号 まんのう町立診療所条例の一部改正について御説明申し上げます。

内科診療所は平成２４年度から経営状況が急速に悪化し、今年度においては、診療所管理運営事業基金の繰り入れを行わなければ経営が成り立たない状況になっています。

また、平成２７年度予算では、歳入不足が約１，７００万円となっていることから、１，０００万円を診療所管理運営事業基金より繰り入れ、約７００万円を国からの特別調整交付金で賄うことにしています。

特別調整交付金を受ける要件としては、国民健康保険の直営診療施設でなければならぬため、まんのう町立診療所条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１８号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２７ 議案第１９号 まんのう町立学校条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第２７、議案第１９号 まんのう町立学校条例の一部改正に

ついてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第19号 まんのう町立学校条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度4月より仲南地区の保育所、幼稚園を統合した認定こども園が運営開始となります。これに伴い、まんのう町立学校条例第2条別表中の「まんのう町立仲南東幼稚園」及び「まんのう町立北幼稚園」を削除しようとするものでございます。

なお、統合に伴う新たな施設「仲南こども園」につきましては、平成26年12月定例議会において御議決を賜っております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号 まんのう町立学校条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第28、議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

第2条保育料の額につきましては、文部科学省幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部

改正に伴い国庫補助対象となる世帯区分が生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯、その他世帯に区分され、その区部に応じて補助限度額が適用されることとなりました。この改正に伴い、現在、町で定めております保育料月額５，０００円を国の区分に合わせた保育料を定めようとするものでございます。

第４条納付につきましては、納付日を毎月２０日と定めておりましたが、一般的な給与支給日以降として毎月２５日に変更しようとするものです。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２０号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２９ 議案第２１号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第２９、議案第２１号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第２１号 まんのう町学校給食調理場条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まんのう町内の学校給食につきましては、学校ごとに単独で調理を行う自校方式と、複数の学校給食を一括して調理を行う共同調理場方式があります。

この条例は、共同調理を行う琴南学校給食調理場及び仲南学校給食調理場の設置及び学校給食運営委員会について定めております。

本改正条例は、第３条中の学校給食運営委員会の対象施設に４月より運営が始まりますこども園を追加しようとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 21 号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 22 号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○関洋三議長 次、日程第 30、議案第 22 号 まんのう町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第 22 号 まんのう町公民館条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

仲南支所周辺整備に関する提言の中で、現在の仲南公民館は建設後 40 年近くが経過しており、施設の老朽化が著しく、耐震基準も満たしておりません。そのため、仲南公民館としての機能を仲南支所に隣接している仲南農村環境改善センターに移動し、施設の有効利用を図るため、現在の仲南公民館を廃止し、設置位置の変更を行うものでございます。

また、このことにあわせて利用料の改正も行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 22 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 31 議案第 23 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について

○関洋三議長 次、日程第 31、議案第 23 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第 23 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について提案理由を申し上げます。

まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第

6 条第 7 項の規定で準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一枚めくっていただき、まんのう町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更するとしております。

なお、内容の詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上、私からの提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 担当、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 議案第 2 3 号の詳細について御説明を申し上げます。

まんのう町は全域が過疎指定を受けた過疎地域であり、平成 2 2 年度から平成 2 7 年度までの 6 カ年を期間と定め、まんのう町過疎地域自立促進計画を定め、計画的な振興を実施しております。

なお、過疎計画に搭載されている事業については、交付税措置がある有利な地方債である過疎債を起こすことができることは御存じのとおりでございます。

提案理由の中で、過疎地域自立支援特別措置法については、抜粋を資料 1 としてつけておりますので、お目通しいただいたらと思います。

続きまして、資料 2 のほうをお目通しいただいたらと思うんですが、こちらのほうに市町村計画の変更後の全文を添付しておりますのでごらんください。

3 6 ページをお開きいただいたらと思います。

上段 4、生活環境の整備中の 4 0 ページ中段（2）その対策中、黒四角の生活排水の適正処理の「④老朽化したバキュームカーの更新を行い、し尿の収集・運搬を安定的に遂行して、町民の健康で快適な生活を確保します。」が追加されております。

加えて 4 0 ページ下段、黒四角、ごみの減量化・リサイクルの推進に、「・火葬場の整備」を追加し、4 1 ページ上段で、①②③④の後に、⑤火葬場の供用開始後約 2 0 年を経過して老朽化しており、火葬炉及び周辺機器等を改修して、住民に確実な火葬サービスを提供するが追加されております。

なお、資料 2 中の 4 4 ページの表中、下線のある箇所が変更されておまして、追加、修正が行われております。

なお、事業費等については 6 4 ページ以降の資料編の 4 ページ目、施策区分 3、生活環境の整備中の事業名（3）廃棄物処理施設、（4）火葬場を追加しております。

以上、議案第 2 3 号の詳細説明とさせていただきます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２３号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第３２ 議案第２４号 中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について

○関洋三議長 次、日程第３２、議案第２４号 中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第２４号 中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第２８９条の規定により、中讃ふるさと市町村圏基金を平成２７年４月１日をもって廃止することに伴う財産処分を関係市町と協議上、別紙のとおり定めることについて、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

中讃ふるさと市町村圏基金については、さきに平成２６年１２月定例会にて、中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約を御議決いただき、中讃広域行政事務組合規約のうち中讃ふるさと市町村圏基金に係る箇所を変更することとなり、香川県知事の許可を受け、基金の廃止に伴う財産処分の協議が整ったことから、財産処分の議決をお願いするものでございます。

財産処分の内訳は別紙として協議書案を添付しておりますが、基金の総額１０億円と基金の運用収益５，５５０万９，５２１円のうち、県からの補助金１億円と運用収益のうち基金の出資比率に合わせた５５５万９５２円を県に返還し、残りを出資比率に基づき関係市町へ返還させるものでございます。

本町への返還額は、出資金は１億１７９万円、運用収益は５６５万３１５円となり、合わせて１億７４４万３１５円となります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第２４号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２４号 中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３３ 議案第２５号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について

○関洋三議長 次、日程第３３、議案第２５号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第２５号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての提案理由を御説明いたします。

これは、広域水道事業体の設立のための連絡調整及び広域的な水道事業の計画の共同作業を行うため、地方自治法第２５２条の２の２の第１項の規定により、次のとおり規約を定め、香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置することについて、同条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、この香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置することについては、規約第３条の協議会を設ける団体として、香川県と高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市の６市及び土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町の８町が対象であります。

本協議会への参加可否に当たっては、町独自経営試算、また水道事業創設以来、自己水源１００％である当町に一部とはいえ県水を導入することについて慎重に検討を行った結果、経営においては約３０年間広域化と比較しても最小限の値上げで健全経営が可能であるという試算とはなりましたが、その先のさらなる人口減少等の不確定要素を含む将来を勘案すると、企業団設立までの当該設立準備協議会における３年間の協議の中で、当町の独自性を生かした水道運営が可能となるよう県及び参加市町に粘り強く要請していくことを最重要課題として、県と関係市町が統合に伴うさまざまな協議を行う、この設立準備協議会に参加する決断を行ったところでございます。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２５号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 3 4 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号

○関洋三議長 次、日程第 3 4、議案第 2 6 号 平成 2 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 2 6 号 平成 2 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、3 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 7, 2 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 2 億 7, 2 2 3 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 条の繰越明許費については、7 ページの第 2 表をごらんください。

平成 2 7 年度へ繰り越しをする 1 5 事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第 3 条の地方債の補正は、9 ページの第 3 表をごらんください。

これは、起債の目的のそれぞれの事業について、限度額の変更、廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

1 3 ページをお開きください。

第 1 款町税 3, 9 2 8 万 1, 0 0 0 円の増額は、主に町民税 8 3 0 万 7, 0 0 0 円、固定資産税 2, 4 5 5 万円の増額によるものでございます。

1 4 ページの第 2 款地方譲与税から 1 9 ページの第 8 款自動車取得税交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

2 0 ページをお開きください。

第 9 款地方特例交付金は、交付決定額に合わせて 9 9 万 7, 0 0 0 円を増額しております。

2 1 ページをお開きください。

第 1 0 款地方交付税は、普通交付税の交付決定額に合わせて 2 億 8, 7 8 8 万 4, 0 0 0 円を増額しております。

2 2 ページをお開きください。

第 1 2 款分担金及び負担金 2 2 4 万 7, 0 0 0 円の増額は、主に小規模ため池防災特別対策事業分担金 1 0 6 万円の減額及び公立保育所負担金 2 5 5 万 5, 0 0 0 円の増額などによるものでございます。

2 3 ページをお開きください。

第 1 3 款使用料及び手数料 9 0 3 万円の減額は、主に幼稚園授業料 3 2 6 万 5, 0 0 0

円の減額及び浄化槽汚泥投入手数料４８０万円の減額などによるものでございます。

２４ページをお開きください。

第１４款国庫支出金４，３０５万５，０００円の増額は、主に国の経済対策に伴う補正予算に係る地域住民生活等緊急のための交付金６，９００万円の増額及び社会資本整備総合交付金２，４５２万５，０００円の減額などによるものでございます。

２５ページをお開きください。

第１５款県支出金４，１２８万２，０００円の減額は、主にため池ハザードマップ緊急支援事業補助金２，８００万円の減額及び再生可能エネルギー等導入推進事業補助金２，５００万円の減額などによるものでございます。

２６ページをお開きください。

第１６款財産収入は２億４，９１４万２，０００円の増額です。これは財産運用収入において基金運用利子の増額と、財産売却収入を歳入決算見込みにより増額したこと及び国の経済対策に伴う補正予算に係る追加事業である地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に係る商品券販売収入を２億３，４００万円増額したことによるものでございます。

２７ページをお開きください。

第１８款繰入金２億３，９６０万円の減額は、主に財政調整基金繰入金を皆減したことによるものでございます。

２８ページをお開きください。

第１９款繰越金は前年度からの繰越決算額に合わせて１億３，０６６万８，０００円を増額しております。

２９ページをお開きください。

第２０款諸収入６９万１，０００円の減額は、主に歳入決算見込みにより延滞金を２００万円増額し、コミュニティ助成金を２５０万円減額したことによるものです。

３０ページをお開きください。

第２１款町債１３０万円の減額は、主に辺地対策事業債である町道道德寺橋大空線改良事業債１，６００万円の減額及び合併特例債である町道生間線改良事業債１，２３０万円の減額であります。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

３１ページをお開きください。

第１款議会費は２４８万円の減額です。これは第１項議会費、第１目議会費において、議員期末手当及び特別旅費の減額によるものでございます。

３２ページをお開きください。

第２款総務費は３億３３５万７，０００円の増額です。これは主に総務管理費、地域住民生活等緊急支援交付金事業費において、地方創生先行型事業費４，３２７万１，０００円の増額及び地域消費喚起・生活支援型事業費２億８，１７９万２，０００円の増額によるものでございます。

３４ページをお開きください。

第３款民生費は２，６５２万１，０００円の減額です。これは主に第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費において、後期高齢者広域連合給付費負担金１，８５０万円の減額したこと及び第２項の児童福祉費、第１目の児童福祉総務費において、放課後児童対策事業費、預かり保育事業費の臨時アルバイト賃金３００万円の減額によるものでございます。

３５ページをお開きください。

第４款衛生費は３，３５７万２，０００円の減額です。これは主に第１項保健衛生費、第１目保健衛生総務費において、がん検診などの委託料において６５０万円の減額及び浄化槽整備推進事業並びに国民健康保険（直診勘定）特別会計繰出金７２４万円の減額によるものです。

また、第１項保健衛生費、第４目環境衛生費において合併処理浄化槽設置事業補助金を１，３６５万円減額しております。

３６ページをお開きください。

第６款農林水産業費は３，１７７万円の減額です。これは主に第１項農業費、第５目農地費において土地改良事業費２，７８０万円の減額及び第７目地籍調査費の測量業務委託料など２６５万円の減額によるものでございます。

３７ページをお開きください。

第８款土木費は４，９７０万円の減額です。主なものとしては、第２項土木管理費、第３目道路橋梁新設改良費における４，９００万円の減額であります。

３８ページをお開きください。

第９款消防費は１，８２４万７，０００円の減額です。これは主に第３目防災対策費において自主防災組織補助金５６５万円の減額及び第４目消防施設費において防災拠点施設整備工事費１，０００万円の減額によるものでございます。

３９ページをお開きください。

第１０款教育費は２，１１６万６，０００円の減額です。これは主に第１項教育総務費において奨学金３００万円の減額、第２項小学校費においてパソコンリース料２００万円の減額及び講師謝金３００万円の減額並びに第３項中学校費において満濃中学校等管理運営業務委託料６４７万円の減額によるものでございます。

４０ページをお開きください。

第１１款災害復旧費では、第１項農林災害復旧費を２６０万円減額しております。

４１ページをお開きください。

第１２款公債費は、長期債償還利子を年間所要額の決算見込みにより３００万円減額しております。

４２ページをお開きください。

第１３款諸支出金は３億５，８２２万４，０００円の増額で、各基金の運用利子積立金の増額と減債基金においては余剰金積み立てとして３億５，０００万円を計上いたしました。

た。

以上、議案第２６号 平成２６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第５号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２６号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３５ 議案第２７号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号

○関洋三議長 次、日程第３５ 議案第２７号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第２７号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号につきまして御説明申し上げます。

４５ページをお開きください。

第１条第１項の事業勘定の歳入歳出予算の補正については、４７ページの第１表をごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億３，８４１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４億６５９万円とするものでございます。

また、第１条第２項の直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正については、５７ページの第１表をごらんください。

直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，５０６万円とするものであります。

事業勘定の事項別明細書５１ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第１款国民健康保険税において７００万円の減額、第３款国庫支出金において高額医療費共同事業負担金を１８１万９，０００円減額、財政調整交付金を３２４万円増額しております。

また、第４款療養給付費交付金において現年度分を４，１０３万１，０００円減額、第５款前期高齢者交付金を１億８８２万４，０００円減額、第６款県支出金において県財政調整交付金を４，０６７万円減額、第８款共同事業交付金では高額医療費共同事業交付金を２，１９９万２，０００円増額、保険財政共同安定化事業交付金を３，１５４万９，０

００円増額しております。これらはいずれも交付額等の決定に伴う補正です。

第１０款繰入金では、保険基盤安定繰入金を１，０７９万２，０００円増額し、一般会計繰入金を７７４万６，０００円減額しております。これは主に事務費及び財政調整分に係るものでございます。

第１２款諸収入では、一般被保険者返納金を１１３万６，０００円増額しております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

５３ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとしては、第２款保険給付費で医療費年間所要額の決算見込みにより、第１項療養諸費を６，４５２万９，０００円、第２項高額療養費を１，２８８万５，０００円それぞれ減額しております。

また、５４ページの第３款後期高齢者支援金等から第７款共同事業拠出金までは、支出額確定に伴うものでそれぞれ減額となっております。

５５ページの第８款保健事業費は、特定健康診査等事業において受診対象者の減少等により１８４万９，０００円減額、第１１款諸支出金は直営診療施設勘定繰出金を３２４万円増額しております。

次に、直営診療施設勘定の事項別明細書６１ページをお開きください。

歳入では、第１款診療収入において外来収入を１００万円減額し、第６款繰入金において一般会計繰入金を３２４万円減額し、事業勘定繰入金を３２４万円増額しております。

６２ページの歳出では、第１款総務費を事務費等経費の年間所要額の決算見込みにより４０万円減額し、第２款医業費の歯科技工委託料を６０万円減額しております。

以上、議案第２７号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２７号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３６ 議案第２８号 平成２６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号

○関洋三議長 日程第３６、議案第２８号 平成２６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました議案第２８号　平成２６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げます。

６３ページをお開きください。

第１条の歳入予算の補正については、６５ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４０万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５，４３０万６，０００円とするものでございます。

事項別明細書６９ページをお開きください。

歳入の主なものとして、第１款後期高齢者医療保険料において３００万円の減額、第４款繰入金では一般会計繰入金を１７２万７，０００円減額しております。これは主に事務費及び財政調整分に係るものでございます。

また、第５款繰越金では繰越金を８１１万５，０００円増額しております。これは歳入決算見込みによる増額です。

７０ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとして、第２款後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより１４６万１，０００円増額となっております。

以上、議案第２８号　平成２６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２８号は、予算決算特別委員会に付託いたします。次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で１６時４５分まで休憩をいたします。

休憩　午後　４時２９分

再開　午後　４時４５分

○関洋三議長　それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

まず最初に、お諮りいたします。

本日の会議は２４時までには時間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　異議なしと認めます。

よって、本日の会議は２４時まで延長することに決しました。

なお、ただいまからまだ最終の４４議案まで１５議案ほど残しております。予算案につきましては、あと５日間の議員の皆さん全員出席による予算決算特別委員会を予定してお

りますので、提出者のほうの議案の説明につきましては、できるだけ簡単にわかりやすく
お願いしたいと思いますので、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

日程第 3 7 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案） 第 2 号

○関洋三議長 それでは日程第 3 7、議案第 2 9 号 平成 2 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求め
ます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、ただいま上程されました議案第 2 9 号について御説明申し上げ
ます。

7 1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、7 3 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 8 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 億 3, 6 8 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。
事項別明細書 7 7 ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、第 1 款保険料において、第 1 目第 1 号被保険者保険料
を 7 5 9 万 7, 0 0 0 円増額しており、保険給付費等の歳出決算見込みにより国庫支出金
を 7 0 3 万円増額、支払基金交付金を 7 2 0 万円増額、県支出金を 3 0 5 万円増額してお
ります。

7 8 ページをお開きください。

これに対する歳入の主なものといたしましては、保険給付費を医療費の年間所要額決算
見込みにより 2, 4 0 0 万円増額いたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくま
でも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 2 9 号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 3 8 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第 3 号

○関洋三議長 次、日程第 3 8、議案第 3 0 号 平成 2 6 年度まんのう町診療所特別
会計補正予算（案）第 3 号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました議案第３０号につきまして御説明申し上げます。

８１ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、８３ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２５０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９００万円とするものでございます。

事項別明細書８７ページをお開きください。

歳入では、年間収入額の決算見込みにより診療収入を２５０万円減額しております。

８８ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、経費の年間所要額の決算見込みにより第１款総務費を７０万円減額、第２款医業費を１８０万円減額いたしております。

以上、議案第３０号の説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３０号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３９　議案第３１号　平成２６年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案） 第２号

○関洋三議長　次、議案第３９、議案第３１号　平成２６年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第２号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました議案第３１号について御説明申し上げます。

８９ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、９１ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４７０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，１９４万円とするものでございます。

事項別明細書９５ページをお開きください。

歳入では、年間収入額の決算見込みにより、第８款の諸収入のうち雑入である水道管等移設補償費を４７０万円減額しております。

９６ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、経費の年間所要額の決算見込みにより、第２款施設費のうち水道施設整備工事費を４７０万円減額いたしております。

以上、議案第３１号　平成２６年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第２号

について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第40 議案第32号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○関洋三議長 次、日程第40、議案第32号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第32号について御説明申し上げます。

97ページをお開きください。

第1条では、平成26年度から平成27年度へ繰り越しを行う事業について執行できる経費の上限を定めるものでございます。

99ページをお開きください。

第1表繰越明許費として、第1款総務費、第1項総務管理費のうち中讃等流域下水道建設負担金264万3,000円を計上いたしております。

以上、議案第32号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第41 議案第33号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号

○関洋三議長 日程第41、議案第33号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました議案第３３号について御説明申し上げます。

１０１ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、１０３ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，７３２万円とするものでございます。

事項別明細書１０７ページをお開きください。

歳入では、年間収入額の決算見込みにより、第５款繰入金のうち一般会計繰入金を４００万円減額いたしております。

１０８ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、経費の年間所要額の決算見込みにより、第２款施設費のうち浄化槽施設管理委託料４００万円を減額いたしております。

以上、議案第３３号　平成２６年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３３号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第４２　議案第３４号　平成２６年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第２号について

○関洋三議長　次、日程第４２、議案第３４号　平成２６年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第２号についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　それでは、ただいま上程されました議案第３４号　平成２６年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げます。

この補正予算については、主に２６年度事業の精査による補正であります。詳しくは担当課長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長　担当、水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長　それでは、ただいま上程されました内容について説明をさせていただきます。

まず、第２条収益的収入及び支出におきまして、収入において、第１款第１項営業収益で１４５万３，０００円の減額、第１款第２項営業外収益で１９４万４，０００円の減額、合計３３９万７，０００円の減額補正を行い、収入総額を３億２，３９２万７，０００円

とするものであります。

次に、支出におきまして、第2款第1項営業費用で389万4,000円の増額、第2款第2項営業外費用で12万4,000円の増額、合計401万8,000円の増額補正を行い、支出総額を3億181万8,000円とするものであります。

続きまして、第3条資本的収入及び支出の収入において、第3款第1項負担金で70万円の増額を行い、収入総額を3,392万6,000円とし、支出において、第4款第1項建設改良費で208万円の増額補正を行い、支出総額を1億1,358万円とするものであります。

なお、総額において、資本的収入が支出に対して不足する7,965万4,000円は消費税収支調整額、当年度及び過年度損益勘定留保資金において補填するものであります。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第43 議案第35号 平成27年度まんのう町一般会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第43、議案第35号 平成27年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第35号 平成27年度まんのう町一般会計予算（案）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算総額は116億6,700万円で、対前年度24億2,300万円の増、対前年度比26.2%増となっております。

9ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税について対前年度504万8,000円の減額、対前年度比0.3%の減を想定しております。これは主に平成26年10月から地方法人税創設に伴う法人税率の引き下げにより法人住民税が減収となること、また評価がえにより固定資産税が減収となることを見込んでいるためです。町税については今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも収納率向上に向け一層努力してまいります。

次に、地方消費税交付金は昨年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、全体で増収が見込まれるものの、新たな経済対策実施などによる地方の景気への影響も予測できないことから、わずかながら減収を見込んでいます。

地方交付税においては対前年度2,900万円の減額、対前年度比0.8%の減、これ

は平成27年度国の地方財政対策における出口ベースでの地方交付税総額が減少していることから前年度より減額としております。

国庫支出金は、地方消費税率引き上げに伴う暫定的、臨時的な措置として実施される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る支給額が減額されたことや、社会資本整備総合交付金事業が減少となったことなどにより、対前年度1,455万円の減額、対前年度比2.4%減となっております。

町債は、林道事業や町道改良事業で減少となったものの、主に火葬場の大規模改修や若者定住のためのソフト事業に係る過疎対策事業債、今後も合併に伴う各種事業を実施するため基金を造成する原資として発行する合併特例債などにより大幅に増加したことから、対前年度11億760万円の増額、対前年度比137.5%増としております。

10ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて議会費、総務費、衛生費、消防費、教育費、公債費、諸支出金が増加し、その他の款は前年度を下回っております。

歳出全体としては、昨年度に引き続き民生費が最も大きなウエートを占めております。

1ページにお戻りください。

第2条の地方債は目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金は最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第44 議案第36号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第44、議案第36号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第36号につきまして御説明申し上げます。

109ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億8,330万円と定めるものであり、対前年度3億5,050万円の増、対前年度比13.8%増となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ390万

円と定めるものであり、対前年度3,190万円の減、対前年度比89.1%減となります。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,910万円と定めるものであり、対前年度皆増となります。

第4項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により予算の流用ができる経費について記載いたしております。

事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

111ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税4億3,176万2,000円、対前年度比2.6%減、第2款使用料及び手数料10万1,000円、前年度同額、第3款国庫支出金5億7,441万円、対前年度比3.8%増、第4款療養給付費交付金1億7,558万4,000円、対前年度比24.2%減、第5款前期高齢者交付金7億2,989万3,000円、対前年度比14.3%増、第6款県支出金1億1,574万4,000円、対前年度比19.2%減、第8款共同事業交付金7億862万2,000円、対前年度比209.4%増、第9款財産収入11万円、前年度同額、第10款繰入金1億4,544万8,000円、対前年度比50.1%減、第11款繰越金1,000円、前年度同額、第12款諸収入162万5,000円、対前年度比15.6%減をそれぞれ見込んでおります。

112ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費835万1,000円、対前年度比5.3%増、第2款保険給付費17億2,891万4,000円、対前年度比3.2%減、第3款後期高齢者支援金等2億6,149万7,000円、対前年度比0.1%減、第4款前期高齢者納付金等35万6,000円、対前年度比11.9%減、第5款老人保健拠出金2万1,000円、前年度同額、第6款介護納付金1億3,708万3,000円、対前年度比1.6%増、第7款共同事業拠出金7億863万2,000円、対前年度比130.7%増、第8款保健事業費2,518万1,000円、対前年度比6.4%増、第9款基金積立金11万1,000円、前年度と同額、第11款諸支出金1,265万4,000円、対前年度比22.5%増、第12款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

125ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入2万8,000円、第6款繰入金387万2,000円、それぞれ減額を見込んでおります。

歳出予算では、第1款総務費257万6,000円、第2款医業費119万5,000円、第4款基金積立金2万9,000円、第5款予備費10万円をそれぞれ計上いたして

おります。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

内科につきましては、平成２６年度までは普通会計の診療所特別会計で処理していましたが、平成２７年度からは国民健康保険特別会計で処理することになりました。

１３１ページをお開きください。

歳入予算では、第１款診療収入５，１６６万円、第２款使用料及び手数料４０万円、第５款財産収入５万２，０００円、第６款繰入金１，６８２万７，０００円、第７款繰越金１，０００円、第８款諸収入１６万円、それぞれ見込んでおります。

歳出予算では、第１款総務費４，９６６万４，０００円減、第２款医業費１，９０８万３，０００円減。

１３８ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３６号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第４５ 議案第３７号 平成２７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第４５、議案第３７号 平成２７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第３７号について御説明申し上げます。

１４１ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億５，２６０万円と定めるものであり、対前年度１７０万円の増、対前年度比０．７％増となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものであります。

１４３ページをお開きください。

歳入予算では、第１款後期高齢者医療保険料１億５，２７０万８，０００円、対前年度比１．７％減、第２款使用料及び手数料１万１，０００円、前年度と同額、第４款繰入金９，９８７万５，０００円、対前年度比４．６％増、第５款繰越金１，０００円、前年度と同額、第６款諸収入５，０００円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

歳出予算では、第1款総務費68万5,000円、対前年度比22.0%減、第2款後期高齢者医療広域連合納付金2億5,046万5,000円、対前年度比0.8%増、第3款諸支出金95万円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第46 議案第38号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第46、議案第38号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第38号につきまして御説明申し上げます。

149ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億720万円と定めるものであり、対前年度2,380万円の増、対前年度比1.0%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

151ページをお開きください。

歳入予算では、第1款保険料3億7,204万6,000円、対前年度比3.1%増、第2款分担金及び負担金197万8,000円、前年度と同額、第3款使用料及び手数料1万円、前年度と同額、第4款国庫支出金5億8,151万3,000円、対前年度比0.5%減、第5款支払基金交付金6億7,648万円、対前年度比0.9%増、第6款県支出金3億4,087万2,000円、対前年度比0.8%増、第7款財産収入40万円、前年度と同額、第9款繰入金3億3,389万6,000円、対前年度比2.0%増、第10款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入4,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでいます。

152ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費3,069万6,000円、対前年度比4.1%減、第2款保険給付費22億4,681万1,000円、対前年度比0.6%増、第5款地域支援

事業費 2, 886 万 9, 000 円、対前年度比 64. 6 % 増、第 6 款基金積立金 40 万 1, 000 円、前年度と同額、第 7 款公債費 1, 000 円、前年度と同額、第 8 款予備費 30 万円、前年度と同額、第 9 款諸支出金 12 万 2, 000 円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

166 ページには給与費明細書を記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、平成 27 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 38 号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 47 議案第 39 号 平成 27 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第 47、議案第 39 号 平成 27 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 39 号について御説明を申し上げます。

169 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 2, 340 万円と定めるものであり、対前年度 1, 490 万円の減、対前年度比 6. 3 % 減となります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表歳入歳出予算によるというものであります。

第 2 条では、一時借入金の借入限度額を 3, 000 万円と定めるものでございます。

171 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款分担金及び負担金 63 万 1, 000 円、前年度と同額、第 2 款使用料及び手数料 1 億 4, 770 万 5, 000 円、対前年度比 4. 6 % 減、第 6 款繰入金 6, 558 万 4, 000 円、対前年度比 5. 1 % 減、第 7 款繰越金 377 万 9, 000 円、対前年度比 52. 7 % 減、第 8 款諸収入 570 万 1, 000 円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

歳出予算では、第 1 款総務費 3, 346 万 7, 000 円、対前年対比 3. 8 % 減、第 2 款施設費 6, 336 万 9, 000 円、対前年度比 11. 4 % 減、第 3 款公債費 1 億 2, 556 万 4, 000 円、対前年度比 4. 2 % 減、第 5 款予備費 100 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

178 ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しを願います。

１８０ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

平成２７年度末においては、前年度末に比べ９，２６８万６，０００円減少となる見込みでございます。

以上、平成２７年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３９号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第４８ 議案第４０号 平成２７年度まんのう町下水道事業特別会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第４８、議案第４０号 平成２７年度まんのう町下水道事業特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第４０号について御説明申し上げます。

１８１ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億９，７９０万円と定めるものであり、対前年度７３０万円の増、対前年度比３．８％増となっております。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について定めております。

第３条では、一時借入金の借入限度額を２，０００万円と定めるものでございます。

１８３ページをお開きください。

歳入予算では、第１款分担金及び負担金１３０万円、対前年度比１１６．７％増、第２款使用料及び手数料５，０２４万８，０００円、対前年度比４．６％増、第６款繰入金１億６４万７，０００円、対前年度比０．４％増、第７款繰越金１，０００円、前年度と同額、第８款諸収入４，０００円、対前年度比８３．３％減、町債４，５７０万円対前年度比９．６％増をそれぞれ見込んでおります。

歳出予算では、第１款総務費４，１３２万３，０００円、対前年度比２２．３％増、第２款施設費１，１５７万７，０００円、対前年度比３．６％減、第３款公債費１億４，４５０万円、対前年度比０．１％増、第５款予備費５０万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

185ページをお開きください。

第2表地方債は議案の第2条について説明しております。

192ページには、給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いします。

194ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成27年度末においては、前年度末に比べ6,933万8,000円減少となる見込みです。

以上、平成27年度まんのう町下水道事業特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第49 議案第41号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第49、議案第41号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第41号について御説明申し上げます。

195ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,050万円と定めるものであり、対前年度400万円の減、対前年度比11.6%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を300万円と定めるものであります。

197ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金皆減、第2款使用料及び手数料583万円、対前年度比7.9%増、第4款繰入金2,466万8,000円、対前年度比14.3%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入1,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

歳出予算では、第1款施設費1,150万8,000円、対前年度比25.4%減、第2款公債費1,889万2,000円、対前年度比0.5%減、第3款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

203ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見

込みに関する調書でございます。平成２７年度末においては、前年度末に比べ１，４３２万３，０００円減少となる見込みでございます。

以上、平成２７年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第４１号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第５０ 議案第４２号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第５０、議案第４２号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第４２号につきまして御説明申し上げます。２０５ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６，９００万円と定めるものであり、対前年度２２０万円の減、対前年度比３．１％減となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、一時借入金の借入限度額を７００万円と定めるものであります。

２０７ページをお開きください。

歳入予算では、第２款使用料及び手数料１，８７１万円、対前年度比１９．２％減、第５款繰入金５，０２８万９，０００円、対前年度比４．６％増、第８款諸収入１，０００円、前年度と同額をそれぞれ見込んでいます。

歳出予算では、第１款総務費９５８万円、対前年度比３．１％増、第２款施設費３，９００万８，０００円、対前年度比６．０％減、第３款公債費１，９９１万２，０００円、前年度と同額、第４款予備費５０万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

２１３ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

２１５ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成２７年度末においては、前年度末に比べ１，４７４万７，０００円減少となる見込みでございます。

以上、平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第４２号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第５１ 議案第４３号 平成２７年度まんのう町水道事業会計予算（案）

○関洋三議長 次、日程第５１、議案第４３号 平成２７年度まんのう町水道事業会計予算（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第４３号 平成２７年度水道事業会計予算（案）について御説明いたします。

まず、業務の予定量といたしまして、２７年度末の予定給水栓数は４，４２０戸を想定しております。年間総給水量は１３４万７，９００トンで、一日平均給水量は３，６８２トンでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○関洋三議長 担当、水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長 それでは、議案第４３号 平成２７年度水道事業会計予算（案）について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の第３条、収入として第１款第１項営業収益で２億５，１０５万９，０００円、第２項営業外収益で５，２８５万５，０００円、第３項特別利益で２，０００円、合計３億３９１万６，０００円を計上し、支出としまして第２款第１項営業費用で２億４，５５０万９，０００円、第２項営業外費用で３，４４６万９，０００円、第３項特別損失で２０万１，０００円、第４項予備費で２００万円、合計２億８，２１７万９，０００円を計上するものであります。

続きまして、資本的収入及び支出の第４条、収入としまして第３款第１項企業債で３，０００万円、第３項補助金で４５１万４，０００円、第５項負担金で２５０万１，０００円、第７項補償費で１，０００円、合計３，７０１万６，０００円を計上し、支出としまして第４款第１項建設改良費で１億１，２０５万９，０００円、第２項企業債償還金で６，０５６万円、合計１億７，２６１万９，０００円を計上するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額１億３，５６０万３，０００円は、消費税収支調整額、当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

○関洋三議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第４３号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第５２ 議案第４４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

○関洋三議長 日程第５２、議案第４４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第４４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての御説明をさせていただきます。

次に読み上げます者をまんのう町固定資産評価審査委員会の委員に再任いたしたいので、地方自治法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同委員の定数は３名であり、任期は平成２７年５月１３日から平成３０年５月１２日の３年間でございます。

まず、第１番目に、住所は、まんのう町公文３１９番地３、氏名、森勝輔、生年月日、昭和１９年５月２４日。

次に、２人目でございます。住所は、まんのう町造田５０４番地、氏名、三好定、生年月日、昭和２６年６月７日。

次に、３人目でございます。住所は、まんのう町七箇２４１３番地、氏名は三宅茂、生年月日、昭和２７年１月１９日。

以上、３名でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４４号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

議案第４４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第４４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、これに同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回会議の再開は、あす３月３日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 ５時４２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 3 月 2 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員